

【第 5.1 版/2023.12.28】

令和5年台風第 13 号

～被災者生活再建支援パンフレット～

生活再建に向けた各種制度の概要

このパンフレットは、令和5年台風第 13 号により被災された市民の皆様が、
一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう
各種支援制度について取りまとめたものです。

本パンフレットをご活用いただき、
皆様の生活安定のための一助としていただければ幸いです。

被災者総合相談窓口

- 【所在地】 市役所本庁 1 階
【電 話】 0246-22-1282
【受 付】 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

いわき市

「り災証明書」の判定結果による主な支援制度一覧

◎具体的な申請要件等については、お問い合わせください。

(令和5年12月8日現在)

掲載ページ	支援制度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先	電話番号	
4	国民健康保険税の減免	○	○	○	○	—	—	国保年金課	22-7429	
					床上浸水がある場合は対象となる場合もある。					
7	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○	—	—	国保年金課	22-7466	
					床上浸水がある場合は対象となる場合もある。					
8	国民年金保険料の免除	○	○	○	○	—	—	国保年金課	22-7464	
9	介護保険料の減免	○	○	○	○	—	—	介護保険課	22-7616	
10	介護保険利用者負担額免除	○	○	○	○	○	—	介護保険課	22-1193	
11	障害福祉サービス利用料等の免除	○	○	○	○	○	—	障がい福祉課	22-7486	
13	個人市県民税の減免	○	○	○	○	—	—	市民税課	22-7426 22-7427	
					床上浸水がある場合は対象となる場合もある。					
16	固定資産税及び都市計画税の減免	○	○	○	○	—	—	資産税課	【家屋】22-7432 【土地】22-7430 【償却資産】 22-7434	
21	いわき市被災救助費救助金	○	○	○	○	—	—	保健福祉課	22-7612	
23	被災者生活再建支援制度	○	○	○	—	—	—	保健福祉課	22-7451	
					半壊でやむを得ず解体したときは、対象となる場合がある。					
25	被災者生活支援特別給付金	—	—	○	○	—	—	保健福祉課	22-7612	
33	災害援護資金貸付金	○	○	○	○	—	—	保健福祉課	22-7612	
					家財に甚大な被害があったときは、対象となる場合がある。					
38	災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」	○	○	○	○	○	—	建築指導課	22-7516	
40	賃貸型応急住宅制度	○	○	○	○	—	—	住まい政策課	22-7593	
46	浄化槽の復旧や改築に係る補助制度	○	○	○	○	○	○	生活排水対策室経営企画課	22-7519	
		今回の災害により被害を受け、家屋の新築や建替えに伴い合併浄化処理層を設置する方や改築を行う方が対象です。								
48	損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分	○	○	○	○	—	—	ごみ減量推進課	22-1283	
		大規模半壊・中規模半壊・半壊については、解体により発生した廃棄物の運搬及び処分のみ実施。家屋の解体費用については、所有者の負担です。								

目 次


第5.1版

★新規、☆更新


分類	No	支援制度名	頁
り災 被災証明書	1	り災証明書の発行	1
	2	り災の再調査	2
	3	り災証明書追加発行	3
	4	被災証明書の発行	3
医療・福祉・保険	5	国民健康保険税減免申請制度	4
	6	後期高齢者医療保険料減免申請制度	7
	7	国民年金保険料の免除	8
	8	介護保険料の減免	9
	9	介護保険利用者負担額免除	10
	10	障害福祉サービス利用料等の免除	11
税	11	市税等の徴収の緩和制度	12
	12	個人市県民税の減免	13
	13	固定資産税及び都市計画税の減免	16
	14	事業所税の減免	18
	15	県税の支援措置	19
	16	国税の減免措置等	20
見舞金等	17	いわき市被災救助費救助金	21
	18	いわき市被災救助費弔慰金	21
	19	災害弔慰金・災害障害見舞金	22
	20	被災者生活再建支援制度	23
	21	被災者生活支援特別給付金	25
子育て・教育	22	保育所利用者負担金の減免申請	27
	23	児童扶養手当等の特別措置	29
	24	県立高等学校授業料等減免措置	30
	25	特別支援学校等への就学奨励事業	30
	26	私立学校等授業料減免措置	30
	27	大学等授業料減免措置	30
	28	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等	30
	29	国の教育ローン	31
貸付金	30	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）	31
	31	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	32
	☆ 32	災害援護資金貸付金	33
上下水道	33	水道料金の減免	34
	34	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の減免	35
住宅	35	いわき市生垣設置奨励補助金	37
	36	災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」	38
	37	賃貸型応急住宅制度	40
	38	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	43
	39	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	44
	40	災害復興住宅融資（建設・購入・補修）	45
	41	浄化槽の復旧や補修に係る補助制度	46

	42 損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分	48	
事業者向け	43 市豪雨災害特別資金制度	49	
	44 被災企業等事業継続支援金	50	
	45 令和5年豪雨災害特別資金	51	
	46 外的変化対応資金（自然災害により影響を受けた中小企業者）	52	
	47 被災中小企業・小規模事業者支援特別相談窓口の設置	52	
	48 小規模企業共済災害時貸付	53	
	49 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）	53	
	50 災害復旧貸付（商工組合中央金庫）	54	
	農林水産	51 制度資金（農業・林業分野）	55
		52 農業等災害対策補助事業	56
53 制度資金（水産分野）		57	
その他	54 図書資料等の弁償免除	58	
	55 証明書交付手数料等の免除	59	
	56 狂犬病予防法及び動物愛護法関係手数料の減免	60	
	57 食品営業許可申請等に係る手数料の減免	62	
	58 生活衛生関係営業許可等の申請に係る手数料の減免	63	
	59 こころの健康相談	64	
	60 高齢者の生活に関する相談	65	
	61 NHK放送受信料の免除	65	
	62 法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）	66	
	63 人権相談（法務局）	66	
	64 女性・男性のための相談	67	
	65 女性のための相談支援センター	67	
	66 性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま（さくらふくしま）	67	
	67 DV相談	68	
	68 外国人住民のための相談	68	
	69 子どもに関する相談	69	
	70 「こころ」の健康相談	69	
	71 消費生活相談	70	
	72 被災ペット相談	70	
	73 事業資金相談ダイヤル	70	
	74 ふるさと福島就職情報センター	71	
	75 中小企業労働相談所	71	
	76 ふくしま生活・就職応援センター	71	
	77 商工関係事業所相談	71	
	78 被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）	72	
	79 一般旅券発給申請等手数料の減免	72	


No1 リ災証明書の発行

支援の種類	証明書発行
支援の内容	災害により被害を受けた住家について、確認・調査のうえ証明書を発行します。(無料)
対象となる方	災害により住宅に被害を受けた方
必要書類等	<p>1 リ災証明申請書</p> <p>2 リ災状況が分かる写真がある場合は当該写真</p> <p>※住民票を異動せずにいわき市に居住している方は、居住していることが分かる次のいずれかをご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパート等の家賃明細(請求書又は領収書) ・光熱水費等の公共料金請求書の写し ・区長、民生委員からの居住証明書(様式は任意)
受付	<p>第1次調査の申請受付、令和5年11月10日(金)終了</p> <p>※やむを得ない事情がある場合には、引き続き申請可能</p> <p>1 平・・・市民税課(市役所本庁舎2階) 9時～16時30分</p> <p>2 上記以外の地区・・・各支所 9時～16時30分</p> <p>※平日の上記窓口のみの受け付けとなり、年末・年始(令和5年12月29日から令和6年1月3日まで)は受け付けしません。</p> <p>詳しくは、次のQRコードからアクセスしてください。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・リ災証明書の申請受付に関するお問い合わせ先 災対財政部リ災班(財政部市民税課) 0246-22-7427 又は 0246-22-7426 (平日のみ 8時30分から17時まで) ・リ災証明書の調査の内容に関するお問い合わせ先 災対財政部リ災班(財政部資産税課) 0246-22-7432 又は 0246-22-7433 (平日のみ 8時30分から17時まで)
その他	リ災証明書は、現地調査が必要なため、即日発行ができませんので、ご注意ください。

No2 り災の再調査

支援の種類	再調査
支援の内容	り災証明に係る再調査について受付を行います。
対象となる方	発行されたり災証明書をお持ちで再調査を希望する方
必要書類等	発行済み災証明書（発行されたすべてのり災証明書） ※ すべてのり災証明書とは、1つの建物について申請されたり災証明書すべての枚数（追加発行がなければ通常5通）になります。
受付	再調査の申請受付、令和5年12月8日（金）終了 ※やむを得ない事情がある場合には、引き続き申請可能 1 平・・・市民税課（市役所本庁舎2階） 9時～16時30分 2 上記以外の地区・・・各支所 9時～16時30分 ※平日の上記窓口のみの受け付けとなり、年末・年始（令和5年12月29日から令和6年1月3日まで）は受け付けしません。 詳しくは、次のQRコードからアクセスしてください。 
お問い合わせ	・り災証明書の申請受付に関するお問い合わせ先 災対財政部り災班（財政部市民税課） 0246-22-7427 又は 0246-22-7426 （平日のみ 8時30分から17時まで） ・り災証明書の調査の内容に関するお問い合わせ先 災対財政部り災班（財政部資産税課） 0246-22-7432 又は 0246-22-7433 （平日のみ 8時30分から17時まで）
その他	・再調査は、初回調査と調査手法が異なることから、初回調査の判定よりも軽くなる場合があります。 ・再調査を実施した場合は、再調査の判定結果が採用されます。このため、再調査の申請時点で、初回調査の判定結果は無効となります。

No3 り災証明書追加発行

支援の種類	追加発行
支援の内容	り災証明書の追加発行について受付を行います。
対象となる方	発行されたり災証明書の追加発行を希望する方
必要書類等	発行済みり災証明書の写し（コピー）
受付	<p>1 平・・・市民税課（市役所本庁舎2階） 9時～16時30分</p> <p>2 上記以外の地区・・・各支所 9時～16時30分</p> <p>※平日の上記窓口のみの受け付けとなり、年末・年始（令和5年12月29日から令和6年1月3日まで）は受け付けしません。</p> <p>詳しくは、次のQRコードからアクセスしてください。</p> 
お問い合わせ	<p>・り災証明書の申請受付に関するお問い合わせ先</p> <p>災対財政部り災班（財政部市民税課）</p> <p>0246-22-7427 又は 0246-22-7426</p> <p>（平日のみ 8時30分から17時まで）</p>
その他	<p>・送付された「り災証明書」（5通）では足りない場合、再度、「り災証明書交付申請書」及び追加発行を受けたい「り災証明書」の「写し」を申請受付窓口に提出してください。</p> <p>1回につき5通、追加発行し、送付します。</p> <p>※「り災証明書」の提出先によりましては、「り災証明書の写し（コピー）」で対応可能な場合があります。詳しくは提出先にご確認ください。</p>

No4 被災証明書の発行

支援の種類	証明書発行
支援の内容	<p>災害により非住家、建物以外（家財、車両等）の被害に発行します。（無料）</p> <p>※ 住宅以外の家財や塀・門などの工作物、車両については、こちらで対応しています。</p>
対象となる方	災害により非住家、建物以外（家財、車両等）において被害を受けた方
必要書類等	被災証明願、被害を受けたものの写真
受付	り災証明書と同じ受付場所になります。
お問い合わせ	0246-22-7427 又は 0246-22-7426
その他	被災証明書は、即日発行できます。

No5 国民健康保険税減免申請制度

支援の種類	減免							
支援の内容	災害により被災した被保険者について、申請により国民健康保険税のうち、発災月の令和5年9月分から令和6年3月分に相当する税額の減免を行います。							
申請について	<p>次の基準を満たす方は、自動的に減免となりますので、申請不要です。</p> <p>その結果については、11月14日発送の更正通知に減免決定通知書を同封して、お知らせしております。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○令和5年9月末日にいわき市の国民健康保険に加入されていた方</p> <p>○主たる生計維持者の居住する住家の被害が次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 ・準半壊または一部損壊で床上浸水の場合 </div> <p>なお、居住する住家に被害を受けた方で、次に該当する方は申請が必要となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○令和5年10月1日以降にいわき市の国民健康保険に加入された方</p> <p>○り災証明書の被災住所の所在地と住民票が異なる方</p> </div> <p>また、下記「対象となる方」2、3に該当する方も申請が必要となります。</p>							
対象となる方	<p>次のいずれかに該当する世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 主たる生計維持者の居住する住家に損害を受けた世帯</p> <p>2 死亡または重篤な傷病を負ったとき等</p> <p>3 主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯で次の要件を全て満たす世帯（自己都合の退職の場合は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主たる生計維持者の事業収入等が令和4年に比べ、10分の3以上減少する見込みがある (2) 令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下 (3) 事業収入等の減少する所得以外の令和4年中の所得が、400万円以下 </div>							
減免割合	<p>1 主たる生計維持者の居住する住家に損害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住家の被害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊・中規模半壊・半壊</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準半壊または一部損壊で床上浸水の場合</td> </tr> </tbody> </table>	住家の被害の程度	減免の割合	全壊	全部	大規模半壊・中規模半壊・半壊	2分の1	準半壊または一部損壊で床上浸水の場合
住家の被害の程度	減免の割合							
全壊	全部							
大規模半壊・中規模半壊・半壊	2分の1							
準半壊または一部損壊で床上浸水の場合								

2 死亡または重篤な傷病を負ったとき等

事由	減免額
主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯	全額
主たる生計維持者が行方不明となった世帯	全額
主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった世帯	行方不明者相当分

3 主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯

(減免額の算出方法)

・対象保険税額(表1) × 減免の割合(表2) = 保険税減免額

※(表1)で算出した対象保険税額に(表2)の令和4年中の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額

$$(A \times B / C) \times D$$

(表1)

対象保険税 = $A \times B / C$
A: 当該世帯の被保険者全員について算出した保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者に減少することが見込まれる事業収入等に係る令和4年の所得額
C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算出した令和4年の合計所得金額

(表2)

令和4年中の合計所得金額	減免の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の2

※生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和4年中の所得が0やマイナスだった場合(上記計算式のBに該当する所得)には、3割以上の減収があっても減免対象外となります。

※非自発的失業(会社都合による離職)の軽減制度の対象となる方は、そちらの軽減制度が対象となりますので、今回の減免措置は対象外となります。

ただし、給与以外の事業収入等の減少が見込まれる方は、減免措置の対象となる場合があります。

<p>必要書類等</p>	<p>1 申請書（窓口に備え付けてあるほか、市ホームページに掲載） 2 令和5年度納税通知書（※災害により汚損や紛失した場合は省略可） 3 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書 なお、次の場合は、加えて下記の書類が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="475 432 1439 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 432 1054 483">区分</th> <th data-bbox="1062 432 1439 483">書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 488 1054 674">主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、令和5年10月1日以降新たにいわき市の国民健康保険に加入した方</td> <td data-bbox="1062 488 1439 674">・り災証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 678 1054 819">主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、り災証明書の被災住所の所在地と住民票が異なる方</td> <td data-bbox="1062 678 1439 819">・り災証明書 ・被災住所での居住が証明できる書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 824 1054 875">死亡・行方不明の場合</td> <td data-bbox="1062 824 1439 875">・事由を証する書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 880 1054 931">重篤な傷病の場合</td> <td data-bbox="1062 880 1439 931">・医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 936 1054 1160">事業収入が減少した場合（※1）</td> <td data-bbox="1062 936 1439 1160">・収入状況等申告書 ・令和5年中の収入がわかる書類等 ・保険金等の補てん金額がわかる書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1164 1054 1261">事業を廃止した場合</td> <td data-bbox="1062 1164 1439 1261">・※1の場合の書類に加え、廃業届</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1265 1054 1402">失業した場合 (自己都合の退職は除く)</td> <td data-bbox="1062 1265 1439 1402">・※1の場合の書類に加え、廃業届退職証明書等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	書類名	主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、令和5年10月1日以降新たにいわき市の国民健康保険に加入した方	・り災証明書	主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、り災証明書の被災住所の所在地と住民票が異なる方	・り災証明書 ・被災住所での居住が証明できる書類	死亡・行方不明の場合	・事由を証する書類	重篤な傷病の場合	・医師の診断書等	事業収入が減少した場合（※1）	・収入状況等申告書 ・令和5年中の収入がわかる書類等 ・保険金等の補てん金額がわかる書類	事業を廃止した場合	・※1の場合の書類に加え、廃業届	失業した場合 (自己都合の退職は除く)	・※1の場合の書類に加え、廃業届退職証明書等
区分	書類名																
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、令和5年10月1日以降新たにいわき市の国民健康保険に加入した方	・り災証明書																
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、り災証明書の被災住所の所在地と住民票が異なる方	・り災証明書 ・被災住所での居住が証明できる書類																
死亡・行方不明の場合	・事由を証する書類																
重篤な傷病の場合	・医師の診断書等																
事業収入が減少した場合（※1）	・収入状況等申告書 ・令和5年中の収入がわかる書類等 ・保険金等の補てん金額がわかる書類																
事業を廃止した場合	・※1の場合の書類に加え、廃業届																
失業した場合 (自己都合の退職は除く)	・※1の場合の書類に加え、廃業届退職証明書等																
<p>受 付</p>	<p>申請期限 令和6年8月30日（金）まで 受付窓口 1 国保年金課国保税係（市役所本庁舎1階） 2 各税務事務所・各支所市民課市民係（市民福祉係） ※各支所は税務事務所がない支所のみとなります。 ※1、2ともに、受付時間は午前9時～午後4時30分 ※平日のみの受付となります。 ※年末・年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）は受付を行いません。 ※市民サービスセンターでは受付しません。</p>																
<p>お問い合わせ</p>	<p>国保年金課 国保税係 0246-22-7429</p>																

No6 後期高齢者医療保険料減免申請制度

<p>支援の種類</p>	<p>災害により被災した被保険者について、申請により令和5年度分の保険料で9月8日以降に納期の末日が到来する保険料の減免を行います。</p> <p>※普通徴収の方は、第2期から第7期分が対象 ※年金特別徴収の方は、10月・12月・2月天引き分が対象</p>												
<p>支援の内容</p>	<p>①住宅等の損害による減免</p> <p>被保険者又はその属する世帯の世帯主が家屋又は家財にその価格の10分の3以上の損害（保険金等で補填されるべき金額を控除した額）を受けた場合（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水の場合が該当）</p> <p>※令和4年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。</p> <table border="1" data-bbox="475 840 1356 985"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上</td> <td>10分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>②世帯主の死亡等による減免</p> <p>世帯主が死亡又は重大な障害若しくは長期入院したことにより、世帯主の合計所得金額の見込額が令和4年中の合計所得金額に対し10分の5以上減少する場合（保険金等で補填されるべき金額を控除した額）</p> <p>※令和4年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1355 1404 1500"> <thead> <tr> <th>合計所得金額の見込額の減少の割合</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分の5以上 10分の7以下</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>10分の7超</td> <td>10分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>③所得の減少による減免</p> <p>被保険者及び被保険者の属する世帯の世帯主の合計所得金額の合計額の見込額が令和4年中の合計所得金額に対し10分の5以上減少する場合（保険金等で補填されるべき金額を控除した額）</p> <p>※令和4年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。</p>	損害の程度	減免の割合	10分の3以上 10分の5未満	10分の5	10分の5以上	10分の10	合計所得金額の見込額の減少の割合	減免の割合	10分の5以上 10分の7以下	10分の5	10分の7超	10分の10
損害の程度	減免の割合												
10分の3以上 10分の5未満	10分の5												
10分の5以上	10分の10												
合計所得金額の見込額の減少の割合	減免の割合												
10分の5以上 10分の7以下	10分の5												
10分の7超	10分の10												

	合計所得金額の合計額の見込額の減少の割合	減免の割合
	10分の5以上10分の7以下	10分の5
	10分の7超	10分の10
必要書類等	1 申請書（窓口に備え付けてあるほか、市ホームページに掲載） 2 令和5年度保険料通知書（災害により汚損や紛失した場合は省略可） 3 住宅の損害の場合は、り災証明書 4 死亡、重篤な傷病、行方不明となった場合はそれを証する書類 5 保険金、損害賠償等の補てん金額がわかる書類 6 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書	
受 付	1 国保年金課高齢者医療係（市役所本庁舎1階） 2 各支所市民課市民係（市民福祉係） ※1、2ともに、受付時間は午前9時～午後4時30分 ※平日のみの受付となります。 ※年末・年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）は受付を行いません。 ※市民サービスセンターでは受付しません。 ※終了日は決まり次第お知らせします。	
お問い合わせ	国保年金課 高齢者医療係 0246-22-7466	

No7 国民年金保険料の免除

支援の種類	免除
支援の内容	災害により被災した被保険者について、申請により令和5年8月分から令和7年6月分までの保険料の免除を行います。 ※令和6年7月分から令和7年6月分については、令和6年7月以降に改めて申請が必要となります。 ※申請日や納付状況により対象となる免除期間が異なります。
対象となる方	災害により被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等
必要書類等	り災証明書又は被災状況届（年金用）
受 付	申請期限 保険料の納付期限から2年を経過する前まで 受付場所 国保年金課 国民年金係（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンター ※平日のみの受付となります。 ※年末・年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）は受付を行いません。
お問い合わせ	国保年金課 国民年金係 0246-22-7464


No8 介護保険料の減免

支援の種類	減免												
支援の内容	<p>災害により被災したいわき市の介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）について、申請により、令和5年度に賦課すべき保険料のうち、令和5年9月8日以降に納期の末日が到来する保険料について、減額または免除となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収の方は、第3期～第8期分が対象 ・特別徴収の方は、8月・10月・12月・2月天引き分が対象 												
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1 居住する住宅が、災害により全壊、大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水の被害を受けた第1号非保険者 2 災害により属する世帯の生計中心者等の令和5年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが減少し、その減少した額が令和4年中のそれぞれの収入額の10分の3以上となる第1号被保険者 ※保険金等の補てん金がある場合は損害額から差し引きます。 ※事業収入等以外の所得の合計が400万円を超える場合は対象外です。 3 災害により生計中心者等が死亡・行方不明・障がい者・重篤な傷病を負った第1号被保険者 												
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 減免申請書（※市HPに掲載） 2 住宅の損害の場合は、り災証明書 3 収入減少の場合は、収入の減少が特定できる書類（補てん金がある場合は、その金額がわかる書類） 4 死亡、行方不明、障がい者、重篤な傷病となった場合は、それを証する書類 												
受 付	<p>申請の受付場所・受付期間・受付時間については次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付場所</th> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険課（市役所本庁舎1階）</td> <td>令和5年11月6日（月）～ 令和6年4月1日（月）</td> <td>9時～16時30分</td> </tr> <tr> <td>各地区保健福祉センター （平除く）</td> <td>令和5年10月16日（月）～ 令和6年4月1日（月）</td> <td>9時～16時30分</td> </tr> <tr> <td>各支所（内郷、好間、遠野、三和、 田人、川前、久之浜・大久）</td> <td>令和5年10月16日（月）～ 令和6年4月1日（月）</td> <td>9時～16時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平日のみの受付となります。</p>	受付場所	受付期間	受付時間	介護保険課（市役所本庁舎1階）	令和5年11月6日（月）～ 令和6年4月1日（月）	9時～16時30分	各地区保健福祉センター （平除く）	令和5年10月16日（月）～ 令和6年4月1日（月）	9時～16時30分	各支所（内郷、好間、遠野、三和、 田人、川前、久之浜・大久）	令和5年10月16日（月）～ 令和6年4月1日（月）	9時～16時30分
受付場所	受付期間	受付時間											
介護保険課（市役所本庁舎1階）	令和5年11月6日（月）～ 令和6年4月1日（月）	9時～16時30分											
各地区保健福祉センター （平除く）	令和5年10月16日（月）～ 令和6年4月1日（月）	9時～16時30分											
各支所（内郷、好間、遠野、三和、 田人、川前、久之浜・大久）	令和5年10月16日（月）～ 令和6年4月1日（月）	9時～16時30分											
お問い合わせ	介護保険課 介護保険係 0246-22-7616												
その他	特別徴収（年金からの天引き）及び普通徴収（納付書、口座振替）ともに、減免対象の保険料を納付済の場合は、後日減免分の金額を還付します。												

No9 介護保険利用者負担額免除

支援の種類	(免除)
支援の内容	<p>災害により被災したいわき市の介護保険の被保険者（要介護認定者又は事業対象者）について、介護サービス事業所等に申し出るにより利用料の支払いが不要となります。</p> <p>（介護保険住宅改修費並びに介護保険施設等における食費・居住費は除く。）</p> <p>※免除対象期間：令和5年9月1日から令和5年12月31日</p>
対象となる方	<p>1 災害で被保険者の住家が全壊、半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合</p> <p>※り災証明書：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水が対象</p> <p>2 災害で主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合</p> <p>3 災害で主たる生計維持者の行方が不明である場合</p> <p>4 災害で主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合</p> <p>5 災害で主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合</p>
受 付	介護サービス事業所等の窓口へ口頭で申告してください。
お問い合わせ	介護保険課 介護保険係 0246-22-1193
その他	対象要件に該当する方が、既に利用料を介護サービス事業所等に支払っている場合、当該利用料が還付されることがありますので、領収書は保管しておいてください。

No 10 障害福祉サービス利用料等の免除

支援の種類	免除
支援の内容	<p>災害により被災したいわき市の障害福祉サービス等の利用者について、障害福祉サービス事業所等に申し出ることにより利用料の支払いが不要となります。</p> <p>(障害福祉施設等における食費・居住費は除く。)</p> <p>※免除対象期間：令和5年9月1日から令和5年12月31日</p>
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害で支給決定障害者の住家が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被災をした場合 2 災害で主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 3 災害で主たる生計維持者が行方不明である場合 4 災害で主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 5 災害で主たる生計維持者が失職し収入がない場合
必要書類等	<p>上記1 罹災証明書</p> <p>上記2 死亡診断書等</p> <p>上記3 警察に届けたことがわかるもの</p> <p>上記4 税務署に届けたことがわかるもの</p> <p>上記5 雇用保険の受給資格者証等</p>
受 付	<p>対象となるサービスによって異なります。</p> <p>詳細は市公式ホームページをご確認ください。</p> 
お問い合わせ	障がい福祉課 事業係 0246-22-7486
その他	<p>対象要件に該当する方が、既に利用料を障害福祉サービス事業所等に支払っている場合、当該利用料が還付されることがありますので、領収書は保管しておいてください。</p>

No11 市税等の徴収の緩和制度

支援の種類	徴収の猶予		
支援の内容	災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市税等について、徴収を猶予することができます。		
対象となる方	災害によりその財産に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。		
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。		
受 付	受付場所：地区により次のとおりとなります。		
	受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		
	地区名	課等名	所在地
	平・小川・川前	税務課	平字梅本 21
	小名浜	小名浜税務事務所	小名浜花畑町 15-1
	勿来・田人	勿来税務事務所	錦町大島 1
	常磐・遠野	常磐税務事務所	常磐湯本町吹谷 76-1
	内郷・好間・三和	内郷税務事務所	内郷綴町榎下 46-2
四倉・久之浜・大久	四倉税務事務所	四倉町字西四丁目 11-3	
お問い合わせ	地区により次のとおりとなります。		
	課等名	電話番号	
	税務課	0246-22-7423 (直通)	
	小名浜税務事務所	0246-54-2111	内線 5132～5136
	勿来税務事務所	0246-63-2111	内線 5332～5335
	常磐税務事務所	0246-43-2111	内線 5531～5534
	内郷税務事務所	0246-26-2111	内線 5732～5734
	四倉税務事務所	0246-32-2113	内線 5926～5927

No12 個人市県民税の減免

支援の種類	個人市県民税の減免
支援の内容	<p>令和5年台風第13号による災害により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる方について、申請により、次のとおり令和5年度分の市県民税を減免します。</p> <p>1 減免の対象となる税額</p> <p>令和5年度に課税すべき税額のうち、令和5年9月8日以降に納期の末日が到来する税額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収の方は、第3期・第4期分が対象 ・年金特別徴収の方は、8月・10月・12月・翌年2月分が対象 ・給与特別徴収の方、8月から翌年5月分が対象 <p>2 減免の割合等</p> <p>(1) 災害により納税義務者が死亡したときは、全部</p> <p>(2) 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったときは、全部</p> <p>(3) 災害により障がい者となったときは、10分の9</p> <p>(4) 災害により自己所有の住宅又は家財に10分の3以上の損害を受けた方のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、損害の程度と前年の合計所得金額に応じて8分の1から全額を減免</p> <p>※アパートや貸家などにお住まいの方は、住宅の損害には該当しません。</p> <p>※住宅の損害は、り災証明書の判定が「一部損壊（準半壊を含む）は、減免には該当しませんが、床上浸水の場合には、家財の損害で減免となる場合があります。</p> <p>※地震保険、自然災害保険、共済金、家財保険などの補てん金額がある場合は、損害額から当該補てん金額を差し引きます。</p> <p>(5) 災害により令和5年中の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）のうちいずれかの額が減少し、その減少した額が令和4年中のそれぞれの事業収入額等の額の10分の3以上減少した場合は、合計所得金額に応じて、その減少した所得に係る市県民税所得割額の10分の2から全額を減免</p> <p>※前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、当該減少した所得以外の所得金額の合計が400万円以下の方</p>
対象となる方	個人市県民税が課税されている方で、令和5年台風第13号の豪雨等の災害により、被災された方

<p>必要書類等</p>	<p>申請に必要なもの</p> <p>(1) 申請書等（受付場所に備えてあるほか、市ホームページに掲載してあります。）</p> <p>(2) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p> <p>(3) 令和5年度市民税・県民税納税通知書（課税明細） ※災害により紛失等した場合には省略可</p> <p>(4) 同一生計以外の代理人が申請する場合は、委任状（委任者（頼んだ人）の氏名は必ず自署が必要）</p> <p>(5) 災害により死亡した場合 ・死亡診断書等死亡したことが確認できる書類</p> <p>(6) 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受給した方 ・生活保護受給証明書</p> <p>(7) 災害により障がい者となった方 ・身体障害者手帳等</p> <p>(8) 災害により住宅又は家財に損害を受けた方 ・り災証明書（「一部損壊（準半壊を含む）」は対象になりませんが、床上浸水の場合には、家財の損害で減免となる場合があります。） ・損害額や補てん金額が分かる書類 ・令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書（課税明細） ※災害により紛失等した場合には省略可</p> <p>(9) 災害により事業収入等の減少した方 ・令和4年中及び令和5年中の収入がわかる帳簿等（確定申告書・収支内訳書の控えでも可） ・保険金、補償金、雇用保険の失業給付金等補てん金額がわかる書類 ・給与収入の場合は令和4年分、令和5年分源泉徴収票等 ・事業を廃止した場合は廃業届等</p>												
<p>受 付</p>	<p>申請の受付場所・受付期間・受付時間については次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="475 1585 1437 1986"> <thead> <tr> <th>受付場所</th> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税課 （市役所本庁舎2階）</td> <td>令和5年11月6日（月）～</td> <td>9時～16時30分</td> </tr> <tr> <td>各税務事務所 （小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉）</td> <td>令和5年10月16日（月）～</td> <td>9時～16時30分</td> </tr> <tr> <td>各支所 （遠野、小川、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久）</td> <td>令和5年10月16日（月）～</td> <td>9時～16時30分</td> </tr> </tbody> </table>	受付場所	受付期間	受付時間	市民税課 （市役所本庁舎2階）	令和5年11月6日（月）～	9時～16時30分	各税務事務所 （小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉）	令和5年10月16日（月）～	9時～16時30分	各支所 （遠野、小川、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久）	令和5年10月16日（月）～	9時～16時30分
受付場所	受付期間	受付時間											
市民税課 （市役所本庁舎2階）	令和5年11月6日（月）～	9時～16時30分											
各税務事務所 （小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉）	令和5年10月16日（月）～	9時～16時30分											
各支所 （遠野、小川、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久）	令和5年10月16日（月）～	9時～16時30分											

	※平日のみの受付となります。 ※年末・年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）は受付 を行いません。 ※市民サービスセンターでは受付はいたしません。
お問い合わせ	市民税課 0246-22-7426、0246-22-7427

No13 固定資産税及び都市計画税の減免

支援の種類	減免
支援の内容	<p>災害により損害を受け、利用価値を減じた土地、家屋、償却資産を所有する方について、固定資産税及び都市計画税を減免します。</p> <p>○減免の対象となる税額</p> <p>令和5年度に課税すべき税額のうち、9月8日以後に納期の末日が到来する税額</p>
対象となる方	<p>○減免の基準</p> <p>1 土地</p> <p>納税義務者の所有に係る土地の被害面積が10分の2以上の場合・・・損害の程度に応じて10分の4～全部</p> <p>2 家屋</p> <p>納税義務者の所有に係る家屋が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合・・・損害の程度に応じて10分の4～全部</p> <p>※り災証明書が「準半壊」「一部損壊」の場合は対象外です。</p> <p>※り災証明書が発行されない家屋も減免対象となる場合があります。</p> <p>3 償却資産</p> <p>納税義務者の所有に係る償却資産の価格について10分の2以上の価値を減じた場合・・・損害の程度に応じて10分の4～全部</p>
必要書類等	<p>1 申請書</p> <p>2 納税通知書（課税明細書）</p> <p>※災害により紛失した場合は省略可</p> <p>3 被害の事由に応じ次の書類等</p> <p>○土地に被害があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況が確認できる写真等 ・土地被害状況図（申請時に被害の概略図を記載していただきます） <p>○家屋に被害があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の場合、り災証明書（準半壊、一部損壊は対象外） ・住家でない場合、被害の程度が確認できる写真等 <p>○償却資産に被害があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災償却資産明細書（一品別） ・被害状況が確認できる写真及び修理費用等に係る領収書等 <p>4 代理人が申請する場合は委任状</p>

受 付	申請の受付場所・受付期間・受付時間については次のとおり。		
	受付場所	受付期間	受付時間
	資産税課 (市役所本庁舎 2 階)	令和 5 年 11 月 6 日 (月) ~	9 時 ~ 16 時 30 分
	各税務事務所 (小名浜、勿来、常磐、 内郷、四倉)	令和 5 年 10 月 16 日 (月) ~	
各支所 (遠野、小川、好間、三 和、田人、川前、久之 浜・大久)			
<p>※平日のみの受付となります。</p> <p>※年末年始(令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 1 月 3 日)は受付を 行いません。</p> <p>※市民サービスセンターでは受付はいたしません。</p>			
お問い合わせ	<p>資産税課 0246-22-7430、7431 (土地)</p> <p>0246-22-7432、7433 (家屋)</p> <p>0246-22-7434 (償却資産)</p>		

No14 事業所税の減免

支援の種類	減免
支援の内容	<p>災害により事業所が休止となった期間を有する場合に、事業所税の減免を行います。</p> <p>○減免の対象となる税額</p> <p>令和5年9月8日から令和6年9月30日までに事業年度の末日が到来する事業所に係る事業所税</p>
対象となる方	<p>納税義務者の事業所用家屋が損壊したこと等に伴い、事業を休止した場合</p> <p>○減免の割合</p> <p>休止した月数の割合に応じて減免します。</p>
必要書類等	<p>1 申請書</p> <p>2 被害状況が確認できる写真及び修理費用等に係る領収書等</p> <p>3 配置図・休止施設の平面図</p> <p>4 対外的に休業をお知らせした書類等</p>
受 付	<p>○受付期間</p> <p>令和5年10月16日(月)～</p> <p>9時～16時30分</p> <p>※平日のみの受付となります。</p> <p>※年未年始(令和5年12月29日から令和6年1月3日)は受付を行いません。</p> <p>○受付場所</p> <p>本庁資産税課 償却資産係(市役所本庁舎2階)のみ</p>
お問い合わせ	資産税課 0246-22-7434

No15 県税の支援措置


<p>支援の種類</p>	<p>申告・納付等の期限の延長、徴収の猶予及び減免</p>
<p>支援の内容</p>	<p><申告等の期限の延長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により期限までに申告、申請又は納付等ができない場合は、災害のやんだ日から2か月以内まで当該期限の延長を申請することができます。詳しくは、いわき地方振興局県税部までお問い合わせください。 <p><徴収の猶予></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の理由により県税を一時的に納付（納入）することができない場合には、納税者（特別徴収義務者）の申請に基づき、徴収猶予が適用されることがあります。なお、猶予される期間は、1年以内（事情により最高2年まで）です。 <ol style="list-style-type: none"> 1 財産が災害等にあったとき。 2 本人や生活をともにする親族が病気や負傷をしたとき。 3 事業に大きな損失を受けたとき。 4 事業を廃業または休業したとき。 ・ 徴収猶予は、原則として担保が必要となりますが、猶予される金額が100万円以下の場合、猶予期間が3か月以内の場合、又は担保提供できる種類の財産がないといった事情がある場合は不要となっておりますので、いわき振興局県税部にご相談ください。 <p><県税の減免></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により損害を受けた場合には、納税者の申請により、次の税目について、一定の税額が減額又は免除されることがありますので、いわき地方振興局県税部にご相談ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 個人事業税 2 不動産取得税 3 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 4 自動車税種別割 5 軽油引取税
<p>お問い合わせ</p>	<p>いわき地方振興局県税部 管理課 0246-24-6024 納税課 0246-24-6030 課税第一課 事業税チーム 0246-24-6032 不動産取得税チーム 0246-24-6033 課税第二課 軽油引取税チーム 0246-24-6037 自動車税チーム 0246-24-6025</p>



No16 国税の減免措置等

支援の種類	申告などの期限の延長・納税の猶予等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告などの期限の延長 災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。 ・ 納税の猶予 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。 ・ 所得税の軽減 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法（この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。）、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ・ 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請手続 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます）。
対象となる方	災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	いわき税務署 電話：0246-23-2141（自動音声）

No17 いわき市被災救助費救助金

支援の種類	給付
支援の内容	<p>災害により被災した市民に救助金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全壊した場合 1世帯につき10万円 被災者1人につき2万円 ○ 半壊した場合 1世帯につき5万円 被災者1人につき1万円 ○ 床上浸水した場合（全・半壊でないもの） 1世帯につき3万円
対象となる方	「全壊」「半壊」「床上浸水」のり災証明を受けた世帯。
必要書類	り災証明書（写し可）、世帯主名義の通帳の写し
受 付	<p>受付開始：令和5年9月19日（火）～ 電子申請（以下のQRコードを読み取りください。）</p>  <p>窓口申請 各地区保健福祉センター 8時30分～17時（平日のみ）</p>
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No18 いわき市被災救助費弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	<p>災害により死亡された方の葬祭を行う方に、弔慰金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大人 20万円 ○小人 10万円
対象となる方	災害により死亡された方の葬祭を行う方
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。
受 付	保健福祉課（市役所本庁舎7階）
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No19 災害弔慰金・災害障害見舞金

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 災害弔慰金</p> <p>災害により死亡された方又は災害時の避難生活による体調悪化若しくは災害による負傷の悪化などで死亡された方のご遺族に弔慰金を支給します。</p> <p>○ 生計維持者が死亡した場合 500 万円</p> <p>○ その他の者が死亡した場合 250 万円</p> <p>2 災害障害見舞金</p> <p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合で、その後も重度の障害が残った方に見舞金を支給します。</p> <p>○ 生計維持者が障害を負った場合 250 万円</p> <p>○ その他の者が障害を負った場合 125 万円</p>
対象となる方	<p>1 災害弔慰金</p> <p>死亡診断書等により災害による死亡と確認できた場合 関連死については、災害との相当な因果関係があることが確認できる書類の提出を受けて、審査・認定することとなります。</p> <p>2 災害障害見舞金</p> <p>災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <p>ア. 両眼が失明した人</p> <p>イ. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</p> <p>ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</p> <p>エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</p> <p>オ. 両上肢をひじ関節以上で失った人</p> <p>カ. 両上肢の用を全廃した人</p> <p>キ. 両下肢をひざ関節以上で失った人</p> <p>ク. 両下肢の用を全廃した人</p> <p>ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</p>
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。
受 付	保健福祉課（市役所本庁舎 7 階）
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No20 被災者生活再建支援制度

支援の種類	支援金					
支援の内容	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。					
	区分	基礎支援金		加算支援金		金額計
		り災状況	金額	再建方法	金額	
複数世帯	・全壊 ・半壊以上でやむを得ず解体（*1）	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
			補修	100万円	200万円	
			賃借	50万円	150万円	
	・大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃借	50万円	100万円	
	・中規模半壊	/	建設・購入	100万円	100万円	
			補修	50万円	50万円	
			賃借	25万円	25万円	
単数世帯	・全壊 ・半壊以上でやむを得ず解体（*1）	75万円	建設・購入	150万円	225万円	
			補修	75万円	150万円	
			賃借	37.5万円	112.5万円	
	・大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	
			補修	75万円	112.5万円	
			賃借	37.5万円	75万円	
	・中規模半壊	/	建設・購入	75万円	75万円	
			補修	37.5万円	37.5万円	
			賃借	18.75万円	18.75万円	
	※ 災害による危険な状況が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）として、県が認定した場合、全壊世帯と同様の取り扱いとなります。					
対象となる方	○住宅が自然災害により全壊等、大規模半壊又は中規模半壊した世帯が対象です。					

<p>必要書類等</p>	<p>1 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）</p> <p>①被災者生活再建支援金支給申請書（窓口に備え付けてあります。）</p> <p>②り災証明書 原本 世帯主のもの</p> <p>③世帯主名義の通帳写し（金融機関名、フリガナ、口座番号が確認できる箇所）</p> <p>④世帯全員の住民票（いわき市民の方は、市でまとめて発行するため、事前を取得する必要はありません。）</p> <p>* 1半壊以上でやむを得ず解体する場合のみ</p> <p>ア解体証明書発行願（市が解体証明書を発行するためのもの）</p> <p>イ取り壊し証明書、もしくは、滅失登記簿謄本</p> <p>ウ解体に至った理由書（やむを得ず解体した理由）</p> <p>2 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）</p> <p>①被災者生活再建支援金支給申請書（窓口に備え付けてあります。）</p> <p>②世帯主名義の通帳写し（金融機関名、フリガナ、口座番号が確認できる箇所）</p> <p>③ 建設・購入、補修、賃借等の契約書の写し</p>
<p>受 付</p>	<p>申請期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金：令和6年10月7日（月）まで ・加算支援金：令和8年10月7日（水）まで <p>窓口受付</p> <p>各地区保健福祉センター 8時30分～17時（平日のみ）</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>保健福祉課 0246-22-7451</p>

No21 被災者生活支援特別給付金

支援の種類	給付																				
支援の内容	台風第13号に伴う大雨による被災世帯のうち、国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない中規模半壊、半壊及び半壊に至らない床上浸水の被害を受けた世帯に対し、市町村が条例等に基づき、独自の制度として、災害見舞金や救助金を支給する場合、「被災者生活支援特別給付金」を上乗せして給付します。																				
対象となる方	<p>(1) 対象世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>り災判定</th> <th>市被災救助費</th> <th>(県)特別給付金</th> <th>(国)被災者生活再建支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10万円/世帯 2万円/人員</td> <td>×</td> <td>基礎支援金 加算支援金</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td rowspan="3">5万円/世帯 1万円/人員</td> <td>×</td> <td rowspan="2">加算支援金のみ</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td rowspan="2">10万円 ※</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>3万円</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中規模半壊及び半壊の方で、当該給付金の給付後、国の「被災者生活再建支援制度」を活用した場合、当該給付金は返還となります。 ※中規模半壊及び半壊の方で、既に、国の「被災者生活再建支援制度」を活用した場合、当該給付金は対象外となります。</p> <p>【給付金の返還/給付金の対象外世帯】</p> <p>例1：中規模半壊で「被災者生活再建支援制度」の「加算支援金」を申請し、住家の再建（建設/購入、補修、賃借）を行った世帯 例2：中規模半壊及び半壊で住家を取り壊し、「被災者生活再建支援制度」を活用し支援金（基礎支援金/加算支援金）を受給した世帯</p> <p>(2)給付額 1世帯あたり10万円</p> <p>(3)給付時期 令和5年11月中旬から順次、当該給付金が該当する方の指定口座へお振り込みします。</p> <p>※市「被災救助費救助金」の申請がお済の方については、当該給付金の申請は必要ありません。</p>	り災判定	市被災救助費	(県)特別給付金	(国)被災者生活再建支援金	全壊	10万円/世帯 2万円/人員	×	基礎支援金 加算支援金	大規模半壊	5万円/世帯 1万円/人員	×	加算支援金のみ	中規模半壊	10万円 ※	半壊	×	床上浸水	3万円		×
り災判定	市被災救助費	(県)特別給付金	(国)被災者生活再建支援金																		
全壊	10万円/世帯 2万円/人員	×	基礎支援金 加算支援金																		
大規模半壊	5万円/世帯 1万円/人員	×	加算支援金のみ																		
中規模半壊		10万円 ※																			
半壊			×																		
床上浸水	3万円		×																		
必要書類等	当該給付金は、市「被災救助費救助金」の上乗せ給付となっていますので、市「被災救助費救助金」の申請がお済でない方は、以下の書類を																				

	<p>ご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況届兼委任状 ・り災証明書(写し可) ・世帯主名義の通帳の写し
受 付	<p>申請期限:令和6年2月 29 日(木)まで</p> <p>窓口受付</p> <p>各地区保健福祉センター 8時30分~17時(平日のみ)</p>
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No22 保育所利用者負担金の減免申請

支援の種類	減免												
支援の内容	災害により被災したいわき市の保育所、認定こども園、地域型保育事業所の3号認定児童の保護者について、申請により、次のとおり保育所利用者負担金（保育料）を減免します。												
対象となる方	<p>① 住宅に全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の損害を受けた方 令和5年9月分から令和6年3月分までの保育料を次のとおり減免します。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊、中規模半壊、半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 収入が激減し、保育料の負担が困難となっている方 失業等により収入が激減した期間について、現在の収入に応じた保育料の階層に変更します。 (収入の状況によっては、保育料が変わらない場合もあります。)</p>	損害の程度	減免の割合	全壊	全部	大規模半壊、中規模半壊、半壊	2分の1						
損害の程度	減免の割合												
全壊	全部												
大規模半壊、中規模半壊、半壊	2分の1												
必要書類等	<p>①に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額特例適用申請書（保育所等または各地区保健福祉センターに備え付けてあります。） ・り災証明書（コピー可） <p>②に該当する場合 収入が激減した時から直近までの各月の収入がわかる書類</p>												
受 付	<p>①に該当する場合 令和6年3月31日までに保育所等または担当保育所等を管轄する地区保健福祉センターへ</p> <p>②に該当する場合 担当保育所等を管轄する地区保健福祉センターへ</p>												
お問い合わせ	<p>担当保育所等を管轄する地区保健福祉センターは次のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>各地区保健福祉センター等名</th> <th>係名・電話番号</th> <th>担当する保育所(園)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平地区保健福祉センター</td> <td>福祉介護係 0246-22-7457</td> <td>平地区の保育所(園)等、小島保育園・若葉台保育園</td> </tr> <tr> <td>小名浜地区保健福祉センター</td> <td>福祉介護係 0246-54-2111 (内線5174・5175)</td> <td>小名浜地区の保育所等</td> </tr> <tr> <td>勿来・田人地区保健福祉センタ</td> <td>福祉介護係 0246-63-2111</td> <td>勿来地区・田人地区の保育所(園)等</td> </tr> </tbody> </table>	各地区保健福祉センター等名	係名・電話番号	担当する保育所(園)	平地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-22-7457	平地区の保育所(園)等、小島保育園・若葉台保育園	小名浜地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-54-2111 (内線5174・5175)	小名浜地区の保育所等	勿来・田人地区保健福祉センタ	福祉介護係 0246-63-2111	勿来地区・田人地区の保育所(園)等
各地区保健福祉センター等名	係名・電話番号	担当する保育所(園)											
平地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-22-7457	平地区の保育所(園)等、小島保育園・若葉台保育園											
小名浜地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-54-2111 (内線5174・5175)	小名浜地区の保育所等											
勿来・田人地区保健福祉センタ	福祉介護係 0246-63-2111	勿来地区・田人地区の保育所(園)等											

		ー	(内線 5375・5376)	
		常磐・遠野地区 保健福祉センタ ー	福祉介護係 0246-43-2111 (内線 5574・5575)	常磐・遠野地区の保育 所(園)等 (若葉台保育園を除く)
		内郷・好間・三和 地区保健福祉セ ンター	福祉介護係 0246-27-8691	内郷・好間・三和の保育 所(園)等 (小島保育園を除く)
		四倉・久之浜大 久地区保健福祉 センター	福祉係 0246-32-2114	四倉・久之浜大久地区 の保育所(園)等
		小川・川前地区 保健福祉センタ ー	福祉係 0246-84-9428	小川・川前地区の保育 所(園)等
		こども支援課	保育・教育係 0246-22-7458	

No23 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	災害により住宅・家財などの財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。
対象となる方	<p>児童扶養手当の所得制限を受けている場合で、自己または所得税法上の控除対象配偶者および扶養親族の所有する財産について概ね2分の1以上の損害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限を受けていない場合（全部支給）は対象外です。 ・ 被害金額には保険金で補てんされた額は含みません。 ・ 被災した年の所得が所得制限限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。 ・ 所得税法上扶養していない親族の損害については対象になりません。
必要書類等	<p>1 新規認定請求者の場合</p> <p>①児童扶養手当認定請求書及び、支給要件により必要とする書類</p> <p>②児童扶養手当被災状況書 （り災証明書、被災証明書がある場合は、その写しを添付）</p> <p>2 受給者の場合</p> <p>①児童扶養手当被災状況書 （り災証明書、被災証明書がある場合は、その写しを添付）</p>
受付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563

No24 県立高等学校授業料等減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	・ 保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学検定料の免除をします。
対象となる方	・ 災害その他特別な事情のある場合において減免を必要とするとして認められる方
お問い合わせ	福島県教育長財務課（電話：024-521-7754）又は、在籍する各学校

No25 特別支援学校等への就学奨励事業

支援の種類	補助
支援の内容	・ 被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者に対し、学用品等を援助します。
対象となる方	・ 被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者
お問い合わせ	在籍する各学校（事務担当）

No26 私立学校等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	・ 災害等により家計が急変した等の理由により授業料の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料の減額、免除を行う場合があります。
対象となる方	・ 各学校において、減免等を必要とすると認める方
お問い合わせ	在籍する各学校

No27 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免・猶予
支援の内容	・ 災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において、授業料等の減額、免除を行う場合があります。 ※ 具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
対象となる方	各大学等において、減免等を必要とすると認める方
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

No28 大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	・ 災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行う場合があります。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO 又は学校にお問い合わせください。
対象となる方	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	・ 独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO） 電話：03-6743-6011 ・ 在籍する各学校（奨学金担当窓口）

No29 国の教育ローン

支援の種類	貸付（融資）						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ・貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td> 学生・生徒1人あたり350万円以内 但し、一定の要件※に該当する場合は、1人につき450万円以内 ※自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学（修業年限3ヵ月以上の外国教育施設に留学する場合）のいずれかの資金として利用される方 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">お使用みち</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table> <p>※ 金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください ※ 世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内 但し、一定の要件※に該当する場合は、1人につき450万円以内 ※自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学（修業年限3ヵ月以上の外国教育施設に留学する場合）のいずれかの資金として利用される方	お使用みち	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内 但し、一定の要件※に該当する場合は、1人につき450万円以内 ※自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学（修業年限3ヵ月以上の外国教育施設に留学する場合）のいずれかの資金として利用される方						
お使用みち	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話：0570-008656						

No30 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）

支援の種類	貸付金
支援の内容	災害等により住宅が全壊した場合であって特に必要と認められる場合、建設・補修等に必要な資金の貸付を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額（災害特別分） 200万円 ※ 返済が必要になります。
対象となる方	母子家庭・父子家庭等で、災害により住宅が全壊した方
必要書類等	住宅の建設・購入・増改築・補修等に係る計画書、見積書。当該家屋の所有状況を明らかにする書類。
受付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563
その他	※その他、条件等があります。お問い合わせください。

No31 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予

支援の種類	償還金の支払猶予
支援の内容	災害により被害を受け、支払期日に償還を行うことが著しく困難な場合は、償還金の支払いを猶予することができます。 この場合、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることができます。また、この猶予期間中は、利子が課せられません。
対象となる方	母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
必要書類等	り災証明書 その他、必要な書類については、お問い合わせください。
受 付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563

No32 災害援護資金貸付金 ☆更新

支援の種類	貸付金																					
支援の内容	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>※ 返済が必要になります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象となる要件</th> <th style="text-align: center;">貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">世帯主に負傷がない場合（療養期間が1ヶ月未満の負傷を含む）</td> <td style="text-align: center;">家財の損害1/3以上</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居の半壊・大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">170万円 (250万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居の全壊</td> <td style="text-align: center;">250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居全体が滅失又は流失</td> <td style="text-align: center;">350万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷がある場合</td> <td style="text-align: center;">家財、住居の損害なし</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家財の損害1/3以上</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居の半壊・大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">270万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居の全壊</td> <td style="text-align: center;">350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 被災した住居を建て直す際に、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合は（ ）内の金額になります。</p>	対象となる要件		貸付限度額	世帯主に負傷がない場合（療養期間が1ヶ月未満の負傷を含む）	家財の損害1/3以上	150万円	住居の半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)	住居の全壊	250万円 (350万円)	住居全体が滅失又は流失	350万円	世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷がある場合	家財、住居の損害なし	150万円	家財の損害1/3以上	250万円	住居の半壊・大規模半壊	270万円 (350万円)	住居の全壊	350万円
対象となる要件		貸付限度額																				
世帯主に負傷がない場合（療養期間が1ヶ月未満の負傷を含む）	家財の損害1/3以上	150万円																				
	住居の半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)																				
	住居の全壊	250万円 (350万円)																				
	住居全体が滅失又は流失	350万円																				
世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷がある場合	家財、住居の損害なし	150万円																				
	家財の損害1/3以上	250万円																				
	住居の半壊・大規模半壊	270万円 (350万円)																				
	住居の全壊	350万円																				
対象となる方	<p>災害により被災した世帯のうち、次のいずれかの要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が負傷した世帯 2 住居に被害を受けた世帯 3 家財の被害金額が家財の総額の3分の1以上の被害を受けた世帯 <p>※ 所得制限があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯の人数</th> <th style="text-align: center;">市民税における令和4年の総所得金額 (世帯全員の所得合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">220万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">430万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">620万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">730万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5人以上</td> <td style="text-align: center;">730万円に一人増すごとに30万円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【貸付条件】</p> <p>①貸付利率 保証人ありの場合：無利子 連帯保証人なしの場合：年1.5% ※ 所得状況等により保証人を付けていただきます。</p> <p>② 償還期間 10年（うち据置期間3年）</p>	世帯の人数	市民税における令和4年の総所得金額 (世帯全員の所得合計)	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円に一人増すごとに30万円を加算した額									
世帯の人数	市民税における令和4年の総所得金額 (世帯全員の所得合計)																					
1人	220万円																					
2人	430万円																					
3人	620万円																					
4人	730万円																					
5人以上	730万円に一人増すごとに30万円を加算した額																					

必要書類等	①災害援護資金借入申込書 ②印鑑 ③り災証明書（原本） ④所得額課税額証明書（世帯全員の令和5年度の所得額課税額証明書。証明内容は令和4年1月～12月となります。） ※受付時、同意をいただければ④の提出は不要です。
受 付	申込期限： <u>令和6年2月29日（木）まで</u> <u>※2月29日（木）までに申請書等の提出が必須になります。</u> 窓口受付 各地区保健福祉センター 8時30分～17時（平日のみ）
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612
その他	申請書類の審査後に、「承認・不承認通知書」を送付します。承認された方は、借入の事務手続きとなります。

No33 水道料金の減免

支援の種類	減免
支援の内容	<p>1 家屋等の洗浄に使用した水量の減免 り災証明書を受けたお客様に対し、5 m³分を減免します。</p> <p>2 その他の水量の減免 不特定多数の方に対しご自宅の水道水を提供した、また漏水等が生じたお客様は、ご連絡ください。</p> <p>3 実施時期 検針が奇数月の方は「11月検針12月請求分」、偶数月の方は「12月検針1月請求分」にて行います。</p>
対象となる方	り災証明書を受けたお客様 2に該当するお客様
必要書類等	1は、お申し出の必要はありません。 2は、お問い合わせください。
受 付	いわき市水道料金お客様センター 〒970-8026 いわき市平字童子町2-5（水道局1階）
お問い合わせ	電話：0246-22-9300 FAX：0246-22-7878

No34 下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の減免

支援の種類	減免								
支援の内容	<p>1 下水道使用料</p> <p>(1) 減免内容 水道料金の検針による使用水量から5 m³を差し引き下水道使用料の算定を行います。</p> <p>(2) 実施時期 水道料金の検針が奇数月の方は「11月検針12月請求分」、偶数月の方は「12月検針1月請求分」にて行われます。</p> <p>2 下水道事業受益者負担金</p> <p>(1) 減免内容 被災した建物がある土地に係る令和5年度分下水道事業受益者負担金のうち、発災した9月8日以降の納期限のもの（令和5年度第2期から第4期までの下水道事業受益者負担金）</p> <p>(2) 減免割合</p> <table border="1" data-bbox="550 1055 1439 1261"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1055 1157 1106">損害の程度</th> <th data-bbox="1157 1055 1439 1106">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1106 1157 1158">全壊と判定されたとき</td> <td data-bbox="1157 1106 1439 1158">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1158 1157 1209">大規模半壊と判定されたとき</td> <td data-bbox="1157 1158 1439 1209">60%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1209 1157 1261">中規模半壊又は半壊と判定されたとき</td> <td data-bbox="1157 1209 1439 1261">40%</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	全壊と判定されたとき	全額	大規模半壊と判定されたとき	60%	中規模半壊又は半壊と判定されたとき	40%
損害の程度	減免割合								
全壊と判定されたとき	全額								
大規模半壊と判定されたとき	60%								
中規模半壊又は半壊と判定されたとき	40%								
対象となる方	<p>1 下水道使用料</p> <p>(1) り災証明書を受けた方</p> <p>(2) (1)以外の方で不特定多数の方に対しご自宅の水道水を提供した場合や、漏水等が生じた場合 等</p> <p>2 下水道事業受益者負担金</p> <p>(1) 令和5年台風第13号による被害を受け、り災証明書により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けた方</p>								
必要書類等	<p>1 下水道使用料</p> <p>(1) り災証明書を受けた方 水道料金の減免とともに実施されます。（お申し出の必要はありません）</p> <p>(2) (1)以外の方で不特定多数の方に対しご自宅の水道水を提供した場合や、漏水等が生じた場合の方（※）</p>								

	<p>次に記載のいわき市水道料金お客様センターにご相談ください。(※注：(2)の方の受付終了日：令和6年3月29日(金))</p> <p>2 下水道事業受益者負担金 該当する方に対して、市から別途減免申請に係るお知らせを送付します。</p>
お問い合わせ	<p>1 下水道使用料 いわき市水道料金お客様センター 〒970-8026 いわき市平字童子町2-5 (水道局1階) 電話：0246-22-9300 FAX：0246-22-7878</p>
	<p>2 下水道事業受益者負担金 生活排水対策室 経営企画課 電話：0246-22-7519 FAX：0246-22-7572</p>
その他	下水道使用料の減免に係る決定通知等は実施しません。

No35 いわき市生垣設置奨励補助金

支援の種類	補助金交付			
支援の内容	自己の居住する宅地の道路に面した部分に、新たに生垣を設置する方に対し、補助金を交付します。 ○補助金額			
			1 m当りの補助限度額	最高限度額
	生垣設置		5,000円	100,000円
	ブロック塀等を撤去して生垣設置	生垣設置	5,000円	100,000円
塀の撤去		5,000円	100,000円	
※道路に面する部分が総延長5 m以上（1 m未満の端数は切り捨て）で、高さ60 cm以上の樹木を1 m当り2本以上植栽することが必要です。				
対象となる方	1 新たに生垣を設置する方。 2 高さ1 m以上のブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀を撤去して新たに生垣を設置する方。 ※ 下記の各項いずれかに該当する方は対象になりません。 (1) いわき市に住民登録がされていない方 (2) 不動産販売を目的に生垣を設置する方 (3) 既にこの補助金を受けている方 (4) 他の法令等により、補助・補償を受けている方 (5) 市税を納期限までに収めていない方			
必要書類等	補助金交付申請書、事業計画書、見積書、着手前写真、納税証明書、委任状（申請手続きを代理人に委任する場合）、口座振替依頼書			
受付	・ 随時受付中（今年度分は令和6年2月末頃まで） ・ 受付場所：公園緑地課（市役所本庁舎8階） 8時30分～17時 ※平日のみ			
お問い合わせ	公園緑地課 0246-22-7518			
その他	申請額の合計が予算額に達した時点で受付終了します。			

No36 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

支援の種類	応急修理						
支援の内容	<p>令和5年9月8日の台風第13号により「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」と判定された住宅を、市が業者に依頼し一定の範囲内で応急修理する制度です。</p> <p>○ 応急修理の内容</p> <p>1 応急修理の範囲</p> <p>対象範囲は次の4項目のうちから、日常生活に必要で欠くことのできない部分であって、応急的に行う修理をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、基礎、柱はり、外壁、床等 ・ドア等の開口部（外部周りや生活に最低限必要な箇所） ・電気、ガス、上下水道等の配管、配線 ・トイレ等の衛生設備 <p>2 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の被害と直接関係のある応急修理のみが対象です。 ・内部の仕上材のみの交換や、エアコンなどの家電製品の修理・交換は原則として対象外です。 ・応急修理をする業者について、指定はありません。 <p>○ 限度額</p> <p>1 一世帯あたりの応急修理の限度額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="584 1153 1323 1366"> <thead> <tr> <th>住宅の被害の程度</th> <th>応急修理の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大規模半壊 中規模半壊、半壊</td> <td>最大 70万6千円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>最大 34万3千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 同一住宅（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記1の一世帯あたりの額以内となります。</p>	住宅の被害の程度	応急修理の限度額	全壊、大規模半壊 中規模半壊、半壊	最大 70万6千円	準半壊	最大 34万3千円
住宅の被害の程度	応急修理の限度額						
全壊、大規模半壊 中規模半壊、半壊	最大 70万6千円						
準半壊	最大 34万3千円						
対象となる方	<p>以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <p>1 災害救助法が適用された日（令和5年9月8日）にいわき市に居住する方（世帯）であること。</p> <p>2 「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「準半壊」の被害を受けたこと。（ただし、「全壊」の場合でも、応急修理を実施することにより、居住が可能となる場合は対象となります。）</p> <p>3 住宅の応急修理が必要な方（世帯）であること。</p> <p>4 自らの資力では応急修理をすることができないこと。</p>						

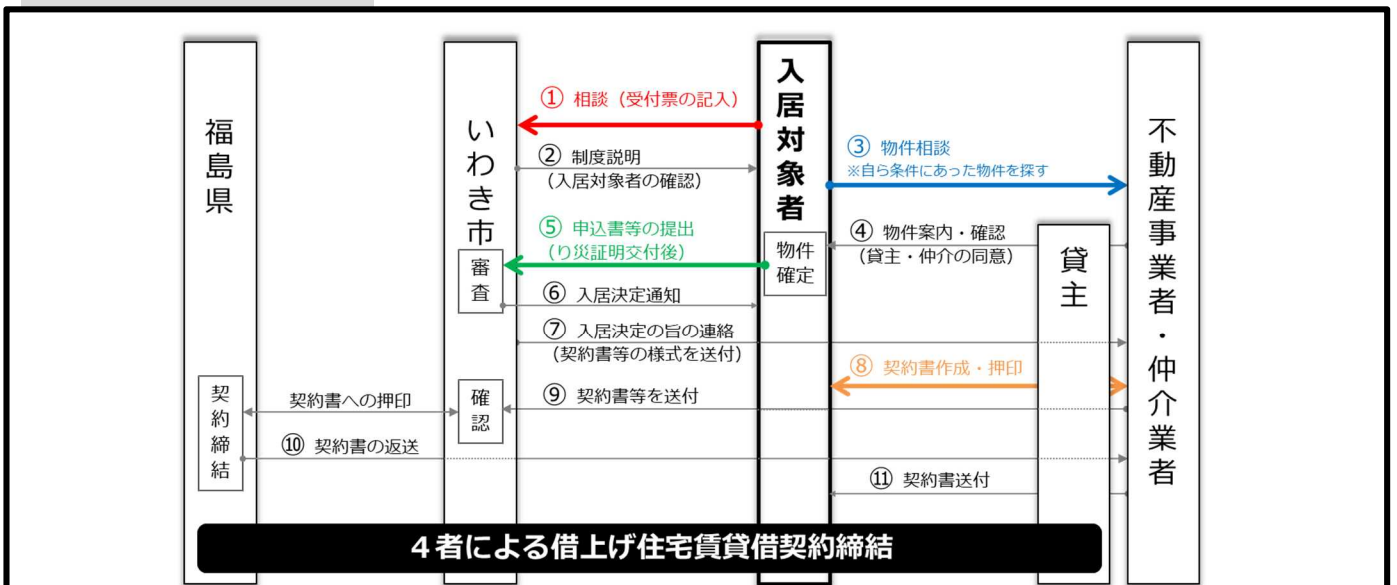
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理申込書 ・り災証明書 ・住民票（注） ・資力に関する申出書 <p>（注）住民票の発行手数料は、り災証明書を提示することにより免除となります。（コンビニ交付は免除不可）</p> <p>※必要書類は、建築指導課、各支所及び下記の受付場所で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。</p>
受 付	<p>○受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み受付 ： 令和6年4月26日（金）まで ・ 工事完了報告書受付 ： 令和6年6月28日（金）まで <p>○受付場所・時間</p> <p>場所：建築指導課（いわき市役所 本庁舎7階）</p> <p>時間：9時から16時30分まで（※土・日・祝日を除く）</p>
お問い合わせ	建築指導課 0246-22-7516
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理を行う箇所について、必ず被害状況・浸水高さ等が分かる写真を撮影しておいてください。 ・ 応急修理は、市が業者に直接工事代金を支払う制度です。業者へ工事代金の支払いが完了してしまうと、本制度を利用することができませんので、ご注意ください。 ・ 被害を受けた浄化槽の応急修理について、「令和5年度いわき市浄化槽整備事業補助金」との併用はできません。

No37 賃貸型応急住宅制度

支援の種類	民間賃貸住宅の供与
支援の内容	<p>災害により、住宅を被災し居住が困難となられた方に対し、民間賃貸住宅を借上げ、賃貸型応急住宅として供与する制度です。</p> <p>・入居期間 原則1年以内</p>
対象となる方	<p>次の1～3全ての要件に該当する方</p> <p>1 災害救助法が適用された日（令和5年9月8日）に本市に居住していた方</p> <p>2 次のいずれかを満たす方</p> <p>ア 住居が全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>イ 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷み等により、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 住み続けることが困難な程度の傷みとは、次のような状態をいう。</p> <p>（ア）土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態</p> <p>（イ）屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態</p> <p>（ウ）住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態</p> <p>（エ）（ア）～（ウ）に準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合</p> </div> <p>ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている※¹など、長期にわたり※²自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>※¹ 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。</p> <p>※² 「長期にわたり」とは、対策に概ね1ヶ月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。</p> <p>エ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方であって、上記ア又はイに該当する方</p> <p>オ 市営住宅で被災された方で、上記ア又はイに該当する方</p> <p>3 自らの資力を以てしては住宅を確保することができない方</p>
必要書類等	<p>1 受付時提出書類</p> <p>・賃貸型応急住宅相談受付票</p>

	<p>2 申請時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸型応急住宅相談受付票（写し） ・福島県賃貸型応急住宅入居申込書 ・り災証明書 ・世帯全員の住民票（続柄入り）等 <p>※受付票や申込書等の書類については、住まい政策課に備え付けるほか、市公式ホームページからダウンロードできます。</p>				
受 付	<p>1 受付場所・申込終了日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付場所</th> <th>申込終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所本庁舎 6階 住まい政策課</td> <td>令和6年1月31日（水） （平日のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1月31日（水）までに申込書等の提出が必須となります。</p> <p>2 受付時間 9時～16時30分</p>	受付場所	申込終了日	市役所本庁舎 6階 住まい政策課	令和6年1月31日（水） （平日のみ）
受付場所	申込終了日				
市役所本庁舎 6階 住まい政策課	令和6年1月31日（水） （平日のみ）				
お問い合わせ	住まい政策課 0246-22-7593				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時に被災の状況が分かる写真の添付が必須となります。 ・被災された方が自ら条件にあった物件を探していただくことになります。 ・受付開始前に賃貸型応急住宅の確保（契約）をした方も対象になります。ただし、要件を満たす必要があります。 ・詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。か、住まい政策課へお問い合わせください。 				

○入居までの手順の流れ



※手続きは①から⑪の順（⑤、⑨は郵送可）

	実施者	場所	実施内容
①	入居対象者	市受付窓口	受付票に必要事項を記入し提出
②	いわき市		入居要件や申込時の必要書類等の配布・説明 ※受付票の写しを入居対象者に返却
③	入居対象者	不動産会社等	不動産事業者・仲介業者へ相談の上、入居希望物件を選定
④	不動産事業者・貸主		物件が賃貸型応急住宅の要件に合致することを確認し、「入居希望物件概要書（様式第1号の2）」及び「同意書（様式第2号）」又は「確約書（様式第3号）」に必要事項を記入し、入居対象者に返却
⑤	入居対象者	市受付窓口	申込書等をいわき市役所6階の住まい政策課（TEL：22-7593）に提出 （郵送も可） [〒970-8686 いわき市平字梅本21 住まい政策課 空き家対策係宛]
⑥ ⑦	いわき市		入居要件等を審査の上、入居決定通知を入居対象者へ送付 （不動産事業者へは決定の旨の連絡）
⑧	入居対象者・貸主・不動産事業者	不動産会社等	不動産事業者において契約書を作成（4部）、 入居対象者、貸主及び不動産事業者による押印
⑨	不動産事業者		契約書等を住まい政策課に提出 [〒970-8686 いわき市平字梅本21 TEL：0246-22-7593]
⑩	福島県	県	契約書締結し、 <u>契約書を不動産事業者等へ返送</u>
⑪	不動産事業者	不動産会社等	<u>契約書を貸主及び入居対象者（借主）へ送付</u>

No38 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

支援の種類	住宅ローンなどの免除・減額
支援の内容	<p>● 住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。本制度のメリットは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。 ・ 財産の一部を手元に残せます。 (具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。) ・ 債務整理をしたことが個人情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。 <p>● 債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。</p> <p>※ 具体的な手続等は、一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページをご確認ください。 http://www.dgl.or.jp/guideline/</p>
対象となる方	自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれ、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当するなどの一定の要件を満たした個人。
お問い合わせ	最も多額のローンを借りている金融機関等

No39 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	返済方法変更（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	<p>住宅金融支援機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含む）をご返済中の方で、地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた方には、返済方法の変更のメニューを用意しています。</p> <p>(1)返済金の払込みの据置：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、1～3年間。</p> <p>(2)据置期間中の金利の引下げ：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、0.5～1.5%減。（注）</p> <p>(注) フラット35の金利の引下げについては、り災による家計収支の悪化の程度にかかわらず一律0.5%減となります。</p> <p>(3)返済期間の延長：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、1～3年。</p> <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、融資住宅の復旧に要する自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はご返済中の金融機関にご相談ください。</p> <p>※（参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
対象となる方	<p>以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が申請できます。</p> <p>(1)融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方。</p> <p>(2)債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方又はご返済が難しくなった方。</p> <p>(3)商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方。</p>
お問い合わせ	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） 電話：0120-086-353（通話無料）</p>

No40 災害復興住宅融資（建設・購入・補修）

支援の種類	貸付（融資）																						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 融資金利（全期間固定金利：金利は毎月改定します。） 【参考：令和5年9月1日現在】 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【団体信用生命保険に加入する場合】</th> <th>【加入しない場合】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新機構団信</td> <td>年 1.22%</td> <td rowspan="2">年 1.02%</td> </tr> <tr> <td>新機構団信（デュエット）</td> <td>年 1.40%</td> </tr> <tr> <td>新3大疾病付機構団信</td> <td>年 1.46%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建設</td> <td>土地を取得する場合（注）</td> <td>：3,700万円</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>：2,700万円</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td></td> <td>3,700万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td></td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。</p> 高齢者向け返済特例制度（リバースモーゲージ） 借入申込時の年齢が満60歳以上の方であれば、返済は利息のみの支払いで借入が行える特例制度があります。（元金は申込人全員の死亡時に相続人から一括返済、又は売却代金による返済）なお、融資限度額は上記の融資限度額と機構による担保評価額のいずれか低い額が上限となります。 その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。 		【団体信用生命保険に加入する場合】	【加入しない場合】	新機構団信	年 1.22%	年 1.02%	新機構団信（デュエット）	年 1.40%	新3大疾病付機構団信	年 1.46%	-	建設	土地を取得する場合（注）	：3,700万円	土地を取得しない場合	：2,700万円	購入		3,700万円	補修		1,200万円
	【団体信用生命保険に加入する場合】	【加入しない場合】																					
新機構団信	年 1.22%	年 1.02%																					
新機構団信（デュエット）	年 1.40%																						
新3大疾病付機構団信	年 1.46%	-																					
建設	土地を取得する場合（注）	：3,700万円																					
	土地を取得しない場合	：2,700万円																					
購入		3,700万円																					
補修		1,200万円																					
対象となる方	<p>ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設、購入又は補修される方で、</p> <p>【建設・購入の場合】住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方</p> <p>【補修の場合】住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた方。</p>																						
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） 電話：0120-086-353（通話無料）																						

No4 I 浄化槽の復旧や補修に係る補助制度

支援の種類	補助
支援の内容	<p>台風第13号により多大な被害を受け、家屋を新築、建て替えされる方、又は合併処理浄化槽の入れ替えや改築（補修）が必要となる方を対象として、浄化槽の補助事業を拡大します。</p> <p>なお、浄化槽に関する工事を行う際には、浄化槽法に基づき、県の登録を受けた「浄化槽工事業者」に依頼する必要がありますので、次の福島県のホームページに掲載の「浄化槽工事業者登録一覧」「特例浄化槽工事業者届出一覧」を確認の上、まず、一覧に掲載されている浄化槽工事業者等にご相談ください。</p> <p>⇒https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/jyoukasou.html</p> <p>1 合併処理浄化槽の復旧（入れ替え）について（10人槽以下の個人住宅に限る）</p> <p>(1) 家屋の新築・建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助するもの（新築補助）</p> <p>(2) 故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助するもの（合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替え補助）</p> <p>※申請前の事前着手はできません。</p> <p>2 合併処理浄化槽の改築（補修）について（50人槽以下の個人住宅及びアパート等の集合住宅）</p> <p>(1) 故障した合併処理浄化槽の改築（補修）費用を補助するもの</p> <p>※申請前の事前着手はできません。</p> <p>※補助に際し、国（環境省）の承認を受けるため、その承認まで最短1ヶ月を要します。</p> <p>※また、「単独処理浄化槽」に係る改築（補修）は適用されません。住宅が「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊」の被害を受けている場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の活用ができる可能性があります。</p> <p>○ 補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記1 合併処理浄化槽の復旧（入れ替え）について <ul style="list-style-type: none"> 5人槽 … 166,000円 7人槽 … 207,000円 10人槽 … 274,000円 ・ 上記2 合併処理浄化槽の改築（補修）について <ul style="list-style-type: none"> 国（環境省）に承認を受けた額

対象となる方	令和5年台風第13号の被害を受け、家屋の新築・建て替えに伴い合併処理浄化槽を設置される方、又は合併処理浄化槽の入れ替えや改築（補修）が必要な方
対象区域	市内全域（ただし、公共下水道事業計画策定地域、地域污水处理施設処理区域、農業集落排水処理施設事業区域を除く。）
必要書類等	1 被災状況写真 2 リ災証明書の写し（又は、保守点検記録簿の写し） 3 見積書等 ※リ災証明書を申請済で、まだ発行されていない場合、リ災証明書の写しを後日提出していただきます。
受付	1 受付期間 (1) 「支援の内容」1に記載の「合併処理浄化槽の復旧（入れ替え）について」 令和6年3月15日（金）まで （ただし、令和5年度内に完了するものに限る） (2) 「支援の内容」2に記載の「合併処理浄化槽の改築（補修）について」 令和6年1月31日（水）まで 注：上記2については、国（環境省）の承認に期間を要することから期限設定するものです。 2 受付場所 生活排水対策室 経営企画課 業務係（市役所本庁舎6階） 3 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
その他	当補助制度は、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」で、浄化槽の復旧（入れ替え）又は改築（補修）を申込みした内容と重複する申請はできません。 ※単独処理浄化槽及び汲取り便槽が被害を受け、合併処理浄化槽への切り替えをされる方は、既存の補助制度の対象となります。（申請前の事前着手は不可となります。） ※台風第13号により、家屋等が床下浸水以上の被害に遭われた場合には、敷地内に設置されている浄化槽に土砂等が流入している可能性がありますので、浄化槽保守点検業者に連絡し浄化槽の点検を受けるようにしてください。
お問い合わせ	生活排水対策室 経営企画課 0246-22-7519

No42 損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分

支援の種類	損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分
支援の内容	<p>1 支援内容</p> <p>令和5年台風第13号の影響により損壊した家屋等について、生活環境上の保全を図るため、所有者からの申請に基づき、解体撤去(公費解体)及び運搬処分(公費運搬処分)を行います。</p> <p>また、市が解体撤去の事業を実施する前に、自費で解体撤去(自費解体)等を行った方又は行う方も、市が算定した基準額の範囲内で、償還を受けることができる場合があります。</p> <p>なお、相談及び申請については、電話での事前予約制となります。</p> <p>(1)全壊家屋等 損壊家屋等の「解体・運搬・処分」を公費により市が行います。</p> <p>(2)大規模半壊～半壊家屋等 解体廃棄物の「運搬・処分」を公費により市が行います。 ※アスベスト事前調査費・解体費用は所有者の自己負担となります。</p>
対象となる方	家屋等の所有者
必要書類等	<p>1 本人(代理申請の場合は代理人)のマイナンバーカード、運転免許証又はパスポート(本人確認のため、写しを取らせていただきます。)</p> <p>2 リ災証明書の写し(または被災証明書の写し及び被災状況写真)</p> <p>3 損壊家屋等の建物登記簿(法務局で発行)</p> <p>4 損壊家屋等の家屋一棟別の資産証明書(市で発行。リ災(被災)証明書の提示により無料で取得できます。)</p> <p>5 建物登記簿に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合、その者全員からの同意書</p> <p>6 相続登記がされていない場合、遺産分割協議書又は本人以外の法定相続人全員の同意書</p> <p>7 中小企業者の場合、商業登記簿(法務局で発行)</p> <p>8 代理人の場合、委任状</p> <p>9 その他申請内容を確認するために必要となる書類</p>
受付	<p>1 電話予約受付(相談及び申請受付の予約になります。)</p> <p>(1) 期間 令和5年11月27日(月)～令和6年2月15日(木) ※平日のみ、12/29～1/3を除く</p> <p>(2) 電話 0246-22-1283</p> <p>(3) 時間 午前9時～午後5時</p> <p>2 相談受付窓口</p>

	<p>(1) 期間 令和5年12月4日(月)～令和6年1月31日(水) ※平日のみ、12/29～1/3を除く</p> <p>(2) 場所 内郷支所 2階会議室</p> <p>(3) 時間 午前9時～午後5時</p> <p>3 申請受付窓口</p> <p>(1) 期間 令和6年1月9日(火)～令和6年2月29日(木) ※平日のみ</p> <p>(2) 場所 内郷支所 2階会議室</p> <p>(3) 時間 午前9時～午後5時</p>
お問い合わせ	ごみ減量推進課 0246-22-1283

No43 市豪雨災害特別資金制度

支援の種類	給付
支援の内容	<p>福島県緊急経済対策資金融資制度（令和5年豪雨災害特別資金）に基づいて、資金を借受けた市内に事業所を有する中小企業者に対し、信用保証料と利子補給の補助を行います。</p> <p>○信用保証料補助 保証料率（年0.5%） → 最大50万円まで全額補助</p> <p>○利子補給補助 融資利率（年1.3%以内） → 3年間で最大100万円まで全額補助</p>
対象となる方	福島県緊急経済対策資金融資制度（令和5年豪雨災害特別資金）に基づいて、資金を借受けた市内に事業所を有する中小企業者
必要書類等	<p>① 補助金等交付申請書</p> <p>② 補助金等交付請求書</p> <p>③ 融資契約書（令和5年豪雨災害特別資金）の写し</p> <p>④ 返済予定表の写し（3年分）</p> <p>⑤ 信用保証料決定通知書の写し</p> <p>⑥ 口座振替依頼書</p> <p>⑦ 市税完納証明書</p> <p>※①、②、⑥、⑦はいわき市ホームページより様式をダウンロード</p>
受付	<p>1 受付期間 令和6年3月29日まで</p> <p>2 受付方法 金融機関からの融資実行後、必要書類を揃えて、郵送または持参にてご提出ください</p>
お問い合わせ	産業チャレンジ課 0246-22-1126

No44 被災企業等事業継続支援金

支援の種類	支援金交付
支援の内容	<p>令和5年台風第13号により事業活動に影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、災害からの復旧に向けて前向きな取組みを実施する市内中小企業・小規模企業の皆様に対し、支援金を交付します。</p> <p><事業再構築補助金の交付決定を受けている場合> 中小企業・小規模企業等 上限 20万円</p> <p><中小企業等経営コスト削減支援補助金の交付決定を受けている場合> 中小企業等 上限 20万円 小規模企業 上限 5万円</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の「事業再構築補助金」又は県の「中小企業等経営コスト削減支援補助金」の交付決定を受けていること ● 令和5年台風第13号により被害を受けていること ● 市税を滞納していないこと ● 法律及び条例に定める暴力団等に該当しないこと
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金等交付申請書 ● 補助金等交付請求書 ● 被災状況が確認できる書面（被災証明書など） ● 市税等納税証明申請書 <p>※既に「いわき市事業再構築補助金」又は「いわき市中小企業等経営コスト削減支援補助金」の交付を受けている場合、市税等納税証明申請書は不要です。</p>
受 付	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付期間 令和6年2月29日まで ● 受付場所 いわき市役所本庁舎7階 産業チャレンジ課
お問い合わせ	いわき市産業振興部 産業チャレンジ課 0246-22-7476

No45 令和5年豪雨災害特別資金

支援の種類	貸付										
支援の内容	<p>台風13号により事業活動に影響を受けた中小企業者の資金繰り支援を行っています。</p> <p>※融資につきましては、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p> <p><内容></p> <table border="1"> <tr> <td>資金使途</td> <td>運転資金、設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td> 運転資金 8,000万円 設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円が限度 </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以内（うち据置1年以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>固定 年1.3%以内</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>審査により担保が必要となる場合があります。</td> </tr> </table> <p>保証料：必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%（責任共有制度対象外100%保証）</p> <p>担保：審査により必要となる場合があります。</p> <p>保証人：法人の場合は原則として1名以上、個人の場合は必要により（原則第三者保証人は不要）</p> <p>取扱期間：令和5年10月18日受付開始 令和6年1月31日融資実行分まで</p> <p>申し込み先：県内の金融機関</p>	資金使途	運転資金、設備資金	融資限度額	運転資金 8,000万円 設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円が限度	融資期間	10年以内（うち据置1年以内）	融資利率	固定 年1.3%以内	担保	審査により担保が必要となる場合があります。
資金使途	運転資金、設備資金										
融資限度額	運転資金 8,000万円 設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円が限度										
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）										
融資利率	固定 年1.3%以内										
担保	審査により担保が必要となる場合があります。										
対象となる方	<p>原則として以下①、②の要件を満たすもの。</p> <p>① 市内において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>② 台風13号に起因して、事業活動に影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>※売上高の減少について市町村長の認定が必要です。</p>										
お問い合わせ	福島県商工労働部経営金融課 024-521-7288										

No46 外的変化対応資金（自然災害により影響を受けた中小企業者）

支援の種類	貸付										
支援の内容	<p><内容></p> <table border="1"> <tr> <td>資金使途</td> <td>運転資金、設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td> 運転資金 5,000 万円 設備資金 7,000 万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000 万円を限度とします。 </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td> 固定年 1.7%以内 変動年 1.5%以内 </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>審査により担保が必要となる場合があります。</td> </tr> </table> <p>保証料：必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年 0.35%～1.35%</p> <p>保証人：法人の場合、原則として 1 名以上、個人の場合必要により（原則第三者保証人は不要）</p> <p>取扱期間：令和 6 年 3 月 31 日融資実行分まで</p> <p>申し込み先：県内の金融機関</p>	資金使途	運転資金、設備資金	融資限度額	運転資金 5,000 万円 設備資金 7,000 万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000 万円を限度とします。	融資期間	10 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）	融資利率	固定年 1.7%以内 変動年 1.5%以内	担保	審査により担保が必要となる場合があります。
資金使途	運転資金、設備資金										
融資限度額	運転資金 5,000 万円 設備資金 7,000 万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000 万円を限度とします。										
融資期間	10 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）										
融資利率	固定年 1.7%以内 変動年 1.5%以内										
担保	審査により担保が必要となる場合があります。										
対象となる方	県内に事業所を有する中小企業者で、自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている方（売上高等が 3%以上減少又は減少する見込み）										
お問い合わせ	福島県商工労働部経営金融課 024-521-7288										

No47 被災中小企業・小規模事業者支援特別相談窓口の設置

支援の種類	相談窓口の設置
支援の内容	<p>被災中小企業・小規模事業者支援として、次のとおり特別相談窓口が設置されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫いわき支店国民生活事業 0570-008545 ・ 商工中金福島支店 024-526-1201 ・ 福島県信用保証協会 024-573-5265 ・ いわき商工会議所 0246-25-9151 ・ 福島県商工会連合会 024-525-3411 ・ 福島県中小企業団体中央会 024-536-1261 ・ 全国商店街振興組合連合会 03-3553-9300 ・ 福島県よろず支援拠点 024-954-4161 ・ 中小機構東北本部企業支援部企業支援課 022-716-1751 ・ 東北経済産業局産業部中小企業課 022-221-4922

No48 小規模企業共済災害時貸付

支援の種類	貸付	
支援の内容	災害救助法が適用された地域において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で融資を行います。	
	貸付限度額	納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額
	貸付期間	貸付金額 500万円以下 36ヶ月 505万円以上 60ヶ月
	貸付利率	年0.9%（令和5年9月11日現在）
	担保	不要
	借入窓口	商工組合中央金庫
対象となる方	<p>小規模企業共済に加入後、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者で、災害救助法が適用された地域に事業所があり、以下の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等からうけていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災区域内にある事業所又は資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これに準じる損害を受けていること ○ 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること 	
お問い合わせ	中小企業基盤整備機構共済相談室 050-5541-7171	

No49 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ・日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <p>◆国民生活事業</p> <p>貸付限度額 3千万円（各融資制度に上乗せされる金額） 償還期間 10年以内（うち2年以内の据置可能）</p> <p>◆中小企業事業</p> <p>貸付限度額 別枠で1億5千万円以内 償還期間 15年以内（うち2年以内の据置可能）</p>
対象となる方	中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	いわき支店 国民生活事業 0570-008545（ナビダイヤル）

No50 災害復旧貸付（商工組合中央金庫）

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ・商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <p style="margin-left: 2em;">貸付限度額 限度の定めなし</p> <p style="margin-left: 2em;">償還期間 設備資金 20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち3年以内の据置可能）</p>
対象となる方	中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	商工組合中央金庫 福島支店,会津若松営業所

No51 制度資金（農業・林業分野）

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	<p><農林漁業セーフティネット資金（災害）> 日本政策金融公庫等が、災害により被害を受けた農林漁業者に対して、経営の再建に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内） ・融資限度額 （一般）600万円、（特認※1）年間経営費等の6/12以内 ・利率 0.55～1.05%（令和5年10月19日現在） <p>※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考 URL https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_230911a.pdf <p>（※1）帳簿記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用</p> <p><農林漁業施設資金（災害復旧施設）> 日本政策金融公庫等が、災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内） （果樹は25年以内（うち据置期間10年以内）、共同利用施設は20年以内（うち据置期間3年以内）） ・融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特例1施設当たり600万円※2）のいずれか低い額 ・利率 0.55～1.10%（令和5年10月19日現在） <p>※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考 URL https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_230911a.pdf <p>（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用</p>
対象となる方	災害の被害を受けた主業農業者・林業者等（り災証明書が必要でず。）
お問い合わせ	(株)日本政策金融公庫 福島支店 農林水産事業(024-521-3328) 公庫資金を取り扱う金融機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合）

No52 農業等災害対策補助事業

支援の種類	補助
支援の内容	○災害により被害を受けた農家を支援します。 <ul style="list-style-type: none">・樹草勢回復や追加防除に必要な肥料・農薬の購入・被害を受けた農作物の改植のための種苗の購入・被害を受けたパイプハウス等の資材（骨材）の購入・土砂等の流入により収穫不能となった水田の土壌改良資材の購入 （補助率：県 1/3 以内、市町村 1/3 以内）
対象となる方	○災害の被害を受けた農業者
お問い合わせ	○福島県いわき農林事務所農業振興普及部（0246-24-6160）

No53 制度資金（水産分野）

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	<p>< 農林漁業セーフティネット資金（災害） > 日本政策金融公庫等が、災害により被害を受けた農林漁業者に対して、経営の再建に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内） ・融資限度額（一般）600万円、（特認（※1））年間経費等の6/12以内 ・利率 0.55～1.05%（令和5年10月19日現在） <p>※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考URL https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_230911a.pdf <p>（※1）帳簿記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用</p> <p>< 農林漁業施設資金（災害復旧施設） > 日本政策金融公庫等が、災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内） ・融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特例1施設当たり600万円（※2））のいずれか低い額 ・利率 0.55～1.10%（令和5年10月19日現在） <p>※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考URL https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_230911a.pdf <p>（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用。</p> <p>なお、漁船については、これによらず、別に限度額が定められています。</p> <p>< 漁業近代化資金 > 漁船の改造・建造又は取得、漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 漁船漁業：9千万円（20トン未満漁船を使用する者） 3億6千万円（20トン以上漁船を使用する者） 養殖業者：9千万円（個人）、3億6千万円（法人） 漁協等：12億円

	<ul style="list-style-type: none"> ・融資期間 20年以内(うち据置期間3年以内) ・参考 URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035e
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業施設資金(災害復旧施設)、農林漁業セーフティネット資金(災害) 災害の被害を受けた漁業者(被災証明書が必要です。) ・漁業近代化資金 漁業者、水産加工業者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業施設資金(災害復旧施設)、農林漁業セーフティネット資金 株式会社日本政策金融公庫 福島支店 (024-521-3328) ・漁業近代化資金 福島県信用漁業協同組合連合会 (0246-29-2331) ・県への相談: 県庁 水産課 (024-521-7379) 又は水産事務所 (0246-24-6174)

No54 図書資料等の弁償免除

支援の種類	免除
支援の内容	災害により貸出中の図書資料等が紛失、汚損、破損などした場合は、弁償を免除します。
対象となる方	災害により住宅等に被害を受けた個人又は団体
必要書類等	り災証明書
受付	いわき総合図書館、小名浜図書館、勿来図書館、常磐図書館、内郷図書館、四倉図書館
お問い合わせ	いわき総合図書館 0246-22-5552 小名浜図書館 0246-54-9257 勿来図書館 0246-62-7431 常磐図書館 0246-44-6218 内郷図書館 0246-45-1030 四倉図書館 0246-32-5980

No55 証明書交付手数料等の免除

支援の種類	証明書交付手数料等の免除
支援の内容	1 被災による印鑑登録手帳の再発行に係る手数料の免除
	内容 災害により印鑑登録手帳や登録印鑑の紛失・汚損した理由による印鑑登録手帳再交付申請に対して、印鑑登録手帳交付手数料 250 円を免除します。
	期間 令和5年9月19日～令和6年3月31日
	2 賃貸型応急住宅制度申請に係る住民票交付手数料の免除
	内容 賃貸型応急住宅制度申請のための住民票の写しの交付に対して、証明書交付手数料 250 円を免除します。
	期間 令和5年9月20日～同制度申請受付終了日
	3 住宅の応急修理制度申請に係る住民票交付手数料の免除
	内容 住宅の応急修理制度申請のための住民票の写しの交付に対して、証明書交付手数料 250 円を免除します。
	期間 令和5年9月20日～令和6年4月26日
	4 損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分申請に係る証明書等交付手数料の免除
	内容 損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分申請のための印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍証明書の交付に対して、交付手数料を免除します。
	期間 令和5年11月27日～令和6年2月29日
対象となる方	災害により住宅等に被害を受けた方であり災証明書（一部被災証明書）の交付を受け、各種支援制度を申請する方
必要書類等	1 は、り災証明書（一部損壊以上）または被災証明書の原本 2 は、り災証明書（半壊以上）の原本 3 は、り災証明書（準半壊以上）の原本 4 は、り災証明書（半壊以上）または被災証明書の原本
受付	本庁市民課、支所、市民サービスセンター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター
お問い合わせ	市民課 0246-22-7445 ※「賃貸型応急住宅制度」・「住宅の応急修理制度」・「損壊家屋等の解体撤去及び運搬処分申請」については、各担当課に問合せ下さい
その他	証明書交付手数料の免除は窓口での申請に限ります。 各支援制度の申請者・対象者であっても、コンビニ交付サービスやオンライン申請を利用した場合、証明書交付手数料の免除対象とはなりませんのでご注意ください（後日、り災証明書等を提示しても払い戻しとなりません）。

No56 狂犬病予防法及び動物愛護法関係手数料の減免

支援の種類	手数料の減免
支援の内容	被災を受けた、第一種動物取扱業事業者、特定動物飼養保管許可者及び犬猫を飼っている市民を対象とし、各種手数料を減免します。
対象となる方	<p>1 免除する手数料の項目</p> <p>(1) 犬の鑑札の再交付申請手数料</p> <p>(2) 犬の狂犬病予防注射済票の再交付申請手数料</p> <p>(3) 第一種動物取扱業登録申請手数料</p> <p>(4) 第一種動物取扱業登録更新申請手数料</p> <p>(5) 特定動物飼養保管許可申請手数料</p> <p>(6) 特定動物飼養保管変更許可申請手数料</p> <p>(7) 飼い犬又は飼い猫の引取り手数料</p> <p>(8) 捕獲収容された犬の返還手数料及び飼養管理費</p> <p>2 対象</p> <p>(1) 1(1)及び(2)にかかるもの 被災当時、犬を飼育し、かつ、狂犬病予防法第4条に基づく犬の登録を実施しており、被災により飼い主の居宅の損害状況が災証明により半壊以上又は床上浸水となったものであって、き損又は紛失した犬鑑札の再交付及び狂犬病予防注射済票の再交付が必要な方</p> <p>(2) 1(3)から(6)にかかるもの 被災当時、動物の愛護及び管理に関する法律第12条に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第26条に基づく特定動物の飼養保管許可を受けており、被災により動物取扱施設又は特定飼養施設の損害状況が災証明書又は被災証明書により確認することができるものであって、建替え、改築、移転等により市内で事業を再開し、又は市内で特定動物を継続飼養するにあたり、新たに業登録または飼養保管許可が必要な方</p> <p>(3) 1(7)にかかるもの 市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、やむを得ない事情により継続飼育することが困難であると認められる方</p> <p>(4) 1(8)にかかるもの 被災当時、やむを得ない事情により、飼い犬を未けい留状態にしたと認められる方</p>

	<p>3 減免の回数</p> <p>(1) 1(1)及び(2)並びに(8)にかかるもの 対象となる犬ごとに最初の事務手数料に限り適用</p> <p>(2) 1(3)から(6)にかかるもの 被災当時、業登録又は飼養保管許可を受けていた施設1件ごとに最初の申請に限り適用</p> <p>(3) 1(7)にかかるもの 申請者が属する世帯ごとに最初の申請に限り適用</p> <p>4 免除の実施期間</p> <p>(1) 1(2) 被災の日から令和6年3月31日(日)まで</p> <p>(2) 1(1)及び(3)から(8) 被災の日から令和6年9月30日(月)まで</p>
必要書類等	<p>1 手数料減免申請書(窓口に準備してあります。)</p> <p>2 被災証明書又は被災証明書の写し</p>
お問い合わせ	保健所生活衛生課動物愛護係 0246-27-8592


No57 食品営業許可申請等に係る手数料の減免

支援の種類	手数料の減免
支援の内容	食品営業施設が被災し、施設の建替えや移転等により営業再開するにあたり営業許可が必要な場合や、災害に起因して亡失、破損した営業許可書や食品衛生責任者養成講習会修了証書の再交付申請等に係る手数料を減免します。
対象となる方	<p>1 営業許可申請に係るもの</p> <p>(1) 営業施設 被災当時、食品衛生法に基づく営業許可を受けており、被災による営業施設の損害状況が、被災証明書又は被災証明書により確認できるものであって、建替え、移転等により市内で営業を再開するにあたり、新たに営業許可が必要な施設であるもの</p> <p>(2) 申請者（次のいずれかに該当する方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災当時、営業許可を受けていた個人又は法人 ・被災当時、営業許可を受けていた個人が災害に起因して死亡、ケガ等により営業を継続することができなくなった場合に、その営業を引き継ぐため新たに申請を行う相続人の方 <p>2 営業許可書の再交付及び書換交付 被災当時、食品衛生法に基づく営業許可を受けており、当該許可の営業許可書を、災害に起因した亡失、破損等のため再交付申請を行う営業者並びに被災当時、営業許可を受けていた個人が災害に起因して死亡したため、地位の承継のため届出を行うことに伴い営業許可書の書換交付申請を行う相続人の方</p> <p>3 食品衛生責任者修了証書の再交付 被災当時、いわき市食品衛生責任者制度運営要綱第4条第1項の規定による修了証書の交付を受けており、災害に起因する修了証書の亡失、破損等のため再交付申請を行う方</p> <p>4 減免の回数 被災当時、営業許可等を受けていた1件ごとに最初の申請に限り認めるものとします。</p> <p>5 減免の実施期間 被災の日から令和6年9月30日（月）まで</p>
必要書類等	<p>1 手数料減免申請書（窓口に準備してあります。）</p> <p>2 被災証明書又は被災証明書の写し</p> <p>3 営業者と相続人の続柄を示す戸籍謄本（承継申請の場合）</p>
お問い合わせ	保健所生活衛生課食品衛生係 0246-27-8593

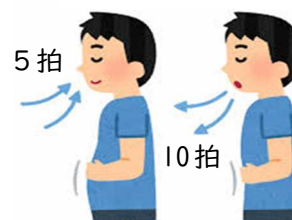
No58 生活衛生関係営業許可等の申請に係る手数料の減免

支援の種類	手数料の減免
支援の内容	生活衛生関係営業施設が被災し、建替えや移転等により営業再開するにあたり、営業許可等が必要な場合の手数料を減免します。
対象となる方	<p>1 営業許可申請に係るもの 旅館・ホテル等、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び温泉利用施設の事業者のうち、次の事項に該当する方</p> <p>(1) 営業施設 被災当時、営業許可等を受けており、被災による営業施設の損害状況が、り災証明書又は被災証明書により確認できるものであって、建替え、移転等により市内で営業を再開するにあたり、営業許可等が必要な施設であるもの。</p> <p>(2) 申請者（次のいずれかに該当する方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災当時、営業許可等を受けていた個人又は法人 ・被災当時、営業許可等を受けていた個人が災害に起因して死亡、ケガ等により営業を継続することができなくなった場合であって、その営業を引き継ぐために新たに申請を行う相続人の方 <p>2 地位承継承認の申請に係るもの 被災当時、旅館業又は温泉利用の許可を受けていた個人が災害に起因して死亡したため、地位の承継のために承認申請を行う相続人の方</p> <p>3 免除する回数 被災当時、営業許可等を受けていた1件ごとに最初の申請に限り認めるものとします。</p> <p>4 免除の実施期間 被災の日から令和6年9月30日（月）まで</p>
必要書類等	<p>1 手数料減免申請書（窓口に準備してあります。）</p> <p>2 り災証明書又は被災証明書の写し</p> <p>3 事業者と相続人の続柄を示す戸籍謄本（承継申請の場合）</p>
お問い合わせ	保健所生活衛生課環境衛生係 0246-27-8591

No59 こころの健康相談

支援の種類	相談
支援の内容	<p>被災者のこころの健康に関する相談を受け付けています。</p> <p>災害により、これまでに感じたことのない気持ちの変化（不眠、悪夢をみる、不安やイライラ、涙がとまらない、食欲が落ちる、体の不調など）が起きることがあります。</p> <p>多くの場合は自然に回復していきませんが、回復までに時間がかかることがあります。</p> <p><心と体の健康を保つために></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全力で頑張りすぎず、短時間でもよいので体を休ませ、生活リズムをくずさないようにしましょう。 ・アルコールの取りすぎは不眠や不安を悪化させます。飲みすぎに注意しましょう。 ・辛いときは一人で抱えこまず、安心できる人に話しましょう。 ・回復の速さは人それぞれですが、1カ月以上続くときには、医療機関を受診しましょう。まずは、ご相談ください。 <p>○ 相談日時：毎週月～金（祝、祭日を除く）8時30分～17時</p> <p>○ 相談方法：面談、電話、メール、訪問</p> <p>○ 相談対応：保健師などの専門職</p> <p>状況に応じ関係機関と協力して支援します。</p> <p>※精神科医師、心理士による「心の健康相談」も予約制で実施しています。</p> <p>○ プライバシーは厳守します。相談無料。</p> <p>詳しくは、次のQRコードからアクセスしてください。</p> 
お問い合わせ	保健所地域保健課精神保健係 0246-27-8557
その他	Eメール：hokenjo-chiiki-hoken@city.iwaki.lg.jp

★深呼吸やストレッチ★



No60 高齢者の生活に関する相談

支援の種類	相談
支援の内容	被災された高齢者の生活について、保健・福祉・医療に関するスタッフ（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）が相談に応じます。
対象となる方	市内在住の65歳以上の高齢者
お問い合わせ	<p>月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）8時30分～17時15分</p> <p>○平地域包括支援センター 電話：0246-22-1174 中央台サブセンター 電話：0246-38-5831</p> <p>○小名浜地域包括支援センター 電話：0246-53-4760 泉サブセンター 電話：0246-84-9460</p> <p>○勿来・田人地域包括支援センター 電話：0246-63-2140</p> <p>○常磐・遠野地域包括支援センター 電話：0246-43-2151</p> <p>○内郷・好間・三和地域包括支援センター 電話：0246-27-8660</p> <p>○四倉・久之浜大久地域包括支援センター 電話：0246-32-2115</p> <p>○小川・川前地域包括支援センター 電話：0246-83-1411</p>

No61 NHK 放送受信料の免除

支援の種類	免除
支援の内容	<p>台風第13号に被災された皆様を対象にNHKの放送受信料を免除します。</p> <p>・免除の期間 令和5年9月から令和5年10月まで（2か月間）</p>
免除の範囲	災害救助法が適用された区域内（いわき市も該当）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物のNHK放送受信契約
必要書類等	<p>・放送受信料免除申請書</p> <p>・り災証明書の写し（コピー）</p> <p>※NHK福島放送局のHPでもご確認いただけます。 (https://www.nhk.or.jp/fukushima/img/000238292.pdf)</p>
受付	免除に該当される場合は、上記必要書類を下記までお送りください。
お問い合わせ	<p>福島放送局経営管理企画センター</p> <p>〒960-8588 福島市早稲町1-2</p> <p>024-526-4623（平日/午前10時～午後5時）</p>
その他	既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を2か月繰り下げます（返金を希望される場合は上記までご連絡ください）。

No62 法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）

支援の種類	相談
支援の内容	<p>全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。</p> <p>また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス・サポートダイヤル電話：0570-078374(おなやみなし) ・法テラス各地方事務所 ・法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ・法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k

No63 人権相談（法務局）

支援の種類	相談
支援の内容	<p>差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ・子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ・女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ・インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ・外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 電話：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） （平日9：00～17：00）



No64 女性・男性のための相談

支援の種類	相談
支援の内容	<p>家族、夫婦、友人や学校、職場、地域での悩み、女性、男性、LGBTの生きづらさなどの相談対応。また、配偶者、恋人からの暴力（DV）についての相談を受け付けています。</p> <p>その他、法律に関わる相談、女性のためのカウンセリングを行っています。</p>
お問い合わせ	<p>・福島県男女共生センター相談室 電話：0243-23-8320（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約。）</p> <p>（一般相談） 火・木～日／9：00～12:00、13:00～16:00 水／13:00～17:00、18:00～20:00</p> <p>※男性相談員 火／17:00～20:00</p> <p>（法律相談） 第3水曜／13:30～15:30（面接のみ）</p> <p>（カウンセリング） 第1金曜／10:00～11:00（面接のみ） 第3金曜／13:30～14:30（ // ）</p>


No65 女性のための相談支援センター

支援の種類	相談
支援の内容	<p>女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に応じます。</p> <p>【受付時間：午前9時～午後9時（祝日・年末年始を除く）】</p>
お問い合わせ	電話：024-522-1010


No66 性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま（さくらふくしま）

支援の種類	相談
支援の内容	<p>性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。</p>
お問い合わせ	<p>・SACRAホットライン #8891（全国共通短縮ダイヤル）または電話：024-533-3940 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）</p> <p>上記以外の時間は、自動転送により、24時間365日、コールセンターに繋がり相談をすることができます。</p> <p>※コールセンターは、内閣府が各県の相談窓口支援のために開設したもので、相談内容は、SACRA ふくしまが引き継ぎ、関係機関と連携して必要な支援を行います。</p>

No67 DV相談

支援の種類	相談
支援の内容	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<p>DV相談+ (プラス) 電話：0120-279-889 (24時間受付) メール：https://soudanplus.jp/ にアクセス (24時間受付) チャット：https://soudanplus.jp/ にアクセス (受付時間：正午～午後10時)</p> 

No68 外国人住民のための相談

支援の種類	相談
支援の内容	<p>災害に関する外国人住民からの生活相談について、13言語で対応します。</p> <p>対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ロシア語、ウクライナ語</p>
お問い合わせ	<p>【英語、中国語、日本語】(相談員による対応) 火～土/9時～17時15分 ※職員の用務により、対応できない場合があります。</p> <p>【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】(通訳員による対応) 木/10時～14時 ※第4、5木曜日は事前予約が必要です。</p> <p>【タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、ウクライナ語】 (外部の通訳サービスによる対応) 火～土/9時～17時15分</p> <p>・相談方法 (面談、電話、FAX、E-mail、LINE 通話) 福島県国際交流協会(福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階) https:// worldvillage.org/ 電話：024-524-1316 FAX：024-521-8308 ※日、月、祝日、年末年始は休業</p> 

No69 子どもに関する相談

支援の種類	相談
支援の内容	子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	浜児童相談所 電話：0246-28-3346

No70 「こころ」の健康相談

支援の種類	相談
支援の内容	被災したことや避難生活により、眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、電話でご相談ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談ダイヤル 電話：0570-064-556 相談受付時間／月～金 9:00～17:00、18:30～22:30（受付は22:00まで） ・福島いのちの電話 電話：024-536-4343 相談受付時間／毎日 10:00～22:00 毎月第3土 22:00～翌日 10:00 メール相談：soudan@fukushima-inochi.com ※受付後、原則5日以内の返信になります。 ・岩手・宮城・福島専用よりそいホットライン 電話：0120-279-226 相談受付時間／24時間 365日 ・LINE相談「こころつなぐ@福島」 スマートフォン、タブレット等で 2次元コードを読み取って「友だち追加」することで相談できます。 相談受付時間／毎日 18:00～22:00（受付は21:30まで） ※2次元コードの読み取りがうまくいかないときは、LINEアプリの「友だち追加」の「検索」で、ID【@228dcnon】を検索して追加する方法でもご利用可能です。



No71 消費生活相談

支援の種類	相談
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 ・消費者ホットライン（局番なし 188）、又は下記消費生活センターへ電話ください。 ・「188」への電話により、最寄りの消費生活センターに電話がつながります。
お問い合わせ	<p>いわき市消費生活センター（受付時間：月～金曜日 9時～16時 （祝日・年末年始を除く） 電話：0246-22-0999</p> <p>福島県消費生活センター（受付時間：月～金曜日 9時～18時30分、第4日曜日9時～16時30分） 電話：024-521-0999</p>

No72 被災ペット相談

支援の種類	相談
支援の内容	<p>・災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。</p> <p><支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災したペットの飼い主等からの相談受付 (2) 避難所におけるペットの飼養管理支援 (3) 所有者不明犬猫の保護及び譲渡 等
お問い合わせ	<p>福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま） 電話：024-953-6400</p>

No73 事業資金相談ダイヤル

支援の種類	相談
支援の内容	<p>・中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。</p> <p>https://www.jfc.go.jp（日本政策金融公庫）</p>
お問い合わせ	<p>相談時間／平日 9:00～17:00 （※個人事業主・小規模事業者は平日 9:00～19:00） 電話：0120-154-505</p>

No74 ふるさと福島就職情報センター

支援の種類	就労相談
支援の内容	・福島県が設置した就職相談窓口です。就職相談、職業紹介、企業求人情報・就職に役立つイベント情報の提供など、専任スタッフが個別対応します。
お問い合わせ	相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）10:00～19:00 電話：024-525-0047

No75 中小企業労働相談所

支援の種類	労働関係の相談
支援の内容	・解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からのご相談をお受けしています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	相談時間 平日の9:00～16:00 電話：0120-610-145

No76 ふくしま生活・就職応援センター

支援の種類	就労相談、生活再建相談
支援の内容	・福島県が設置した就職相談窓口です。就職相談、職業紹介、企業求人情報・生活資金情報・住居情報の提供など、専任スタッフが個別対応します。
お問い合わせ	相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）10:00～19:00 0246-25-7131（いわき事務所）

No77 商工関係事業所相談

支援の種類	相談
支援の内容	・被災を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労、被災した設備等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	福島県経営金融課 電話：024-521-7288 福島県雇用労政課 電話：024-521-7290

No78 被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）

支援の種類	相談
支援の内容	・被災された方の住まいに関する無料の電話相談を受け付けております。
お問い合わせ	相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00 電話：024-521-7698

No79 一般旅券発給申請等手数料の減免

支援の種類	減免
支援の内容	・災害により被災された方の一般旅券発給手数料を免除します。
対象となる方	災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された市町村において災害により被害を受けた方で、次の①、②いずれも該当する方が対象となります。 ①り災証明書（全壊、半壊、床上浸水）の発行を受けている。 ②被災地に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた。 原則、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用日から1年以内の申請が対象となります。
お問い合わせ	お近くの旅券窓口

(令和5年台風第13号)被災者生活再建支援パンフレット
生活再建に向けた各種制度の概要(第5.1版)

※令和5年12月28日現在の情報を基に作成しております。今後内容等が変更される場合
もありますので、あらかじめご了承ください。

発行年月 令和5年12月

発行編集 いわき市危機管理部 危機管理課 危機対策係

〒970-8686

福島県いわき市平字梅本21番地

TEL.0246-22-1206

FAX.0246-22-1145
